

高齢者福祉ガイドブック

令和6年度

岐阜市福祉部

高齢福祉課 福祉医療課 介護保険課

はじめに

岐阜市では、高齢者の皆様が、安心して生きいきと生活できるように努めています。

この高齢者福祉ガイドブックは、福祉サービスに携わる人を対象に作りました。

福祉サービスに携わる人が、市の実施している高齢者向けサービスを把握し、高齢の方のお悩みや、お困りごとの解決に役立てていただき、各種サービスに案内できるよう、この高齢者福祉ガイドブックをぜひご活用ください。



目次

1 生きがいを見つけない

6 0歳以上の人が受けられるサービス

・老人健康農園	1
・老人福祉センター	2
・三田洞神仏温泉	3
・シルバー人材センター	9

6 5歳以上の人が受けられるサービス

・高齢者大学	10
--------	----

7 0歳以上の人が受けられるサービス

・シルバーカード交付事業	11
・高齢者ふれあい入浴事業	13
・高齢者おでかけバスカード交付事業	14

その他

・各種敬老事業	15
・全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者激励金支給事業	15
・外国人等高齢者福祉金支給事業	16
・介護予防・家族介護教室事業	16
・地域安全推進事業	18
・老人クラブ（清流クラブ岐阜）	19

2 介護をできるだけ必要としないために

・介護予防・日常生活支援総合事業	21
I. 介護予防・日常生活支援サービス事業	
II. 一般介護予防事業	

3 生活支援サービスを利用したい

・高齢者の孤立防止のための見守りイメージ	24
・高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ	25
・地域包括支援センター	26
・配食による安否確認事業	27

・栄養改善配食サービス事業	2 8
・高齢者見守りネットワーク事業	2 9
・安否確認サービス事業	2 9
・緊急通報体制支援事業	3 1
・福祉器具給付事業	3 2
・認知症高齢者等見守りシール交付事業	3 4
・認知症高齢者等 GPS 機器等購入等助成金交付事業	3 5
・シニア皆援隊	3 6
・日常生活自立支援事業	3 7
・生活管理指導短期宿泊事業	3 8
・成年後見制度利用支援事業	3 9
・高齢者虐待防止	3 9
・わたしのあんしん終活登録事業	4 1
・避難行動要支援者名簿への登録について	4 2
・家族介護用品支給事業	4 3
・家族介護慰労金支給事業	4 4
・高齢者住宅改善促進助成事業	4 4

4 施設サービスを利用したい

・主な高齢者向け住まい・施設の概要	4 6
・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	4 7
・養護老人ホーム	4 7
・有料老人ホーム（住宅型）	5 0
・介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）	5 0
・軽費老人ホーム（ケアハウス）	5 1
・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	5 3
・生活支援ハウス	5 4
・サービス付き高齢者向け住宅	5 6
・シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	5 7

5 安心して医療を受けたい

・後期高齢者医療制度	5 8
・福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）	6 1
・はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度	6 2

6 高齢者福祉施設一覧

・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	6 3
・養護老人ホーム	6 4
・軽費老人ホーム（ケアハウス）	6 4
・有料老人ホーム（住宅型）	6 5
・介護付有料老人ホーム	6 8
・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	6 8
・生活支援ハウス	7 1
・シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	7 1
・サービス付き高齢者向け住宅	7 1
・老人保健施設（介護老人保健施設）	7 4
・介護医療院	7 4
・老人福祉センター・高齢者福祉会館	7 5
・三田洞神仏温泉	7 5
・高齢者福祉会館	7 5

7 相談窓口

・相談窓口	7 6
市役所	
各保健センター	
地域包括支援センター	
※認知症の相談に関しては	
・岐阜市社会福祉協議会	8 0
・職業相談	8 0
・岐阜市成年後見センター	8 1

◆福祉関係施設地図

◆高齢者福祉施策事業一覧

1 生きがいを見つけない

60歳以上の人を受けられるサービス・・・・・・・・・1

65歳以上の人を受けられるサービス・・・・・・・・・10

70歳以上の人を受けられるサービス・・・・・・・・・11

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

老人健康農園

1区画約15㎡（約4.5坪）を貸し出す農園です。農器具・水道（もしくは井戸）は各農園に用意してあります。

○ 栽培できるもの

野菜や果物などお好きな物を栽培できます。
（ただし、一年草の野菜などに限ります。）

○ 利用できる人

60歳以上の人です。

○ 利用料

年間4,400円です。
（半年利用の場合、2,200円です。）

○ 利用期間

4月1日から翌年3月31日まで（年度更新可）

○ 利用方法

各農園に備え付けの農器具がありますので、手軽にご利用いただけます。
駐車場はありません。

○ 農園一覧

園名	農園所在地	区画数
長 良	長良小松町1-8 他	52
茜 部	茜部辰新2-38 他	36
長 森	前一色1-8-12	42
鷺 山	鷺山向井2434-1 他	32
鷺 山 東	鷺山向井2395-77 他	30
市 橋	薮田南4-16-4	44
鷺 山 北	鷺山向井2135 他	85
鷺山北2	鷺山向井2256 他	51
長 森 東	水海道1-8-3 他	50
福 光 南	長良福光2470 他	42
厚 見 西	上川手577-1 他	31
領 下	領下4-20 他	33
12農園		528



60歳以上の人を受けられるサービス

○ 申込み方法

下記問い合わせ先まで申し込んでください。

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

老人福祉センター・高齢者福祉会館

各種講座、サークルを楽しむ施設です。

○ 利用料

入館料は無料です。

各種講座、サークルによっては実費等がかかります。

○ 申込み方法

各施設で利用登録証の交付を受け、入館の際に提示してください。

老人クラブの証明書でも利用できます。

○ 老人福祉センター・高齢者福祉会館

施設名	所在地	電話番号	備 考
ふれあいの館「白山」	鶴田町3丁目7-4	240-1245	開館時間：午前9時～午後5時 休館日：日曜日 祝日（敬老の日を除く） 12月29日～1月3日
和 楽 園	金竜町5丁目10-3	246-4101	
友 楽 園	京町1丁目64	263-6767	
西部福祉会館	西荘2丁目11-23	253-5121	
みやこ老人センター	都通2丁目23	252-4738	
三 楽 園	北野東827	229-5068	
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1丁目34	387-1333	
交 楽 園	下鶴飼1丁目105 西部コミュニティセンター内	230-1350	開館時間：午前9時～午後5時 休館日：月曜日 （ただし、祝日と重なる 場合は翌日） 12月29日～1月3日
長 寿 園	八代1丁目11-13 北部コミュニティセンター内	233-2110	
陽 楽 園	加納城南通1丁目20 南部コミュニティセンター内	272-2341	

※柳津高齢者福祉センターでの入浴利用は月・水・金（午前10時～午後3時）

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

三田洞神仏温泉

60歳以上の方は低額で当温泉施設をご利用できます。

○ 利用料金

区 分	市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
一 般	410円	520円
60歳以上の人	200円	410円
障 が い 者	100円	200円
小 ・ 中 学 生	200円	260円
回 数 券	11枚つづり（10枚分の料金）	

○ 開館時間

3月～10月・・・午前10時～午後5時

11月～2月・・・午前10時～午後4時

○ 休館日

毎月1日、毎週水曜日、12月29日～1月3日

○ 所在地

岐阜市三田洞222



★ 問い合わせ先 三田洞神仏温泉 電話237-3734

(参考)令和6年度 老人福祉センター等・三田洞神仏温泉講座一覧

- (1)受講料 無料(教材費などは自己負担。三田洞神仏温泉は別途入館料必要。
詳細については各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉へお尋ねください。)
- (2)申込方法 ア 郵送の場合
往復はがき(1講座につき1枚使用。1枚で複数講座、複数人の応募はできません。))に、
①希望講座名、②過去の受講回数、③郵便番号・住所、④氏名(ふりがな)
⑤年齢、⑥電話番号
を記入し各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉へ郵送。
なお、返信用はがきに郵便番号・住所、氏名を記入してください。
- イ 老人福祉センター等・三田洞神仏温泉窓口受付の場合
返信用はがき(郵便番号・住所、氏名を記入)を持参の上、窓口で申込票に記入
- (3)申込締切 毎年3月中旬(前後期のものは9月中旬)を期限に、ご案内しています。
- (4)その他 申込者多数の場合は、受講回数の少ない人を優先して抽選。
受講の可否と初回講座の案内は、各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉から
はがきでお知らせします。
※なお、短期講座や、後期のみの講座も随時広報ぎふにて募集しています。
詳しくは広報ぎふをご覧ください。
- (5)開催期間 4月～翌年3月(ただし、以下の表の★の講座は4月～9月まで)

和楽園(〒500-8114 金竜町5-10-3 電話246-4101)

講座名		期 日	開催時間	定員	教 材 費 など
水彩画	月	第2・4週	10:00～11:30	30	実費(題材は各自で用意)
童謡唱歌A		第1・3週	13:30～15:00	30	初回者のみテキスト代1,760円程度 ※童謡唱歌の申込みは1つのみ
童謡唱歌B		第2・4週	13:30～15:00	30	
書道	火	第1・3週	13:30～15:00	15	実費
ヨーガ		第2・4週	10:00～11:30	25	初回者のみテキスト代1,650円程度
盛花(専正池坊)	水	第1・3週	9:30～10:20	15	生花代 前・後期各10,000円程度 正月花は実費
フラワーアレンジメント(専正池坊)		第1・3週	10:35～11:30	15	
太極拳		第1・3週	13:30～15:00	30	
詩吟		第2・4週	10:00～11:30	15	教本代300円程度
すこやか体操A		第2・4週	13:30～14:40	30	※すこやか体操の申込みは1つのみ
すこやか体操B		第2・4週	14:50～16:00	30	
歌謡	木	第1・3週	13:30～15:00	30	教材代等800円程度
リズム健康体操		第2・4週	13:30～15:00	30	
囲碁	金	第1・3週	13:30～15:00	15	
3B体操		第2・4週	10:00～11:30	30	教材代等100円程度
俳句		第2・4週	13:30～15:00	15	作品集代1,100円程度
手紙一筆絵		第3週	10:00～11:30	15	資料代 毎回1,000円

みやこ老人センター(〒500-8309 都通2-23 電話 252-4738)

講座名	期 日	開催時間	定員	教 材 費 など
すこやか体操	第1・2・3・4週 年30回	13:30～15:00	32	※体操講座(月・木・金曜日)の申込は1つのみ
楽しく美文字(ボールペン字)	第1・3週	13:30～15:00	20	初回者のみ400円、手本代2,400円
デッサン・水彩画入門	第1・3週 年20回	13:30～15:00	16	実費(題材は各自で用意)
川柳	第4週	13:30～15:00	14	1,000円
クラフトテープ作るバッグ★	第1週	10:00～11:30	8	1,650円
スマホ教室、アンドロイド編 (入門から活用まで)☆	4月8日、4月22日、 5月13日、5月27日、 6月10日、6月24日	10:00～11:30	10	1,300円(6回分) ※データ通信契約済みのスマホ(アンドロイド)が必要、通信料が発生する場合あり
らくらくピアノ① (楽しみながら指運動)	第1週	10:00～11:30	10	初回者のみテキスト代1,650円 ※ピアノの申込みは1つ
らくらくピアノ② (楽しみながら指運動)	第3週	10:00～11:30	10	
コーラス(入門)	第1・3週	13:30～15:00	30	テキスト代1,650円 ※コーラスの申込は1つのみ
コーラス	第2・4週	13:30～15:00	30	テキスト代2,750円 ※コーラスの申込は1つのみ
岐阜の歴史	第2週	10:00～11:30	14	1,000円
リフレッシュヨガ	第4週	10:00～11:30	12	※ヨガの申込は1つのみ
ギターで奏でる昭和2	5月28日、7月23日、 9月24日、11月26日、 1月28日、3月25日	10:00～11:00	20	500円(6回分)
茶道(裏千家)	第1・3週	9:30～11:30	12	2か月3,000円 ※立礼(椅子)席あり
初級の英会話	第1・3週	10:00～11:30	28	1,000円
水墨画	第1・3週	13:30～15:00	20	一式注文の場合3,000円程度 手本代1,200円
楽しくはじめよう中国語	第4週	13:30～15:00	14	テキスト代1,500円程度
楽しい朗読・群読★	第2週	10:00～11:30	20	300円
脳と身体のメンテナンス	第1・2・3・4週 年30回	10:00～11:30	32	※体操講座(月・木・金曜日)の申込は1つのみ
絵手紙	第3週	10:00～11:30	32	一式注文の場合4,200円程度 手本代別途
はじめてのヨガ★	第1・3週	13:30～15:00	12	※ヨガの申込は1つのみ
笑いの認知症予防ゲーム★	第3週	10:00～11:30	16	
いけ花(草月流)☆	第4週	10:00～11:30	8	生花代3,000円(3回分)
楽しく体操	第1・2・3・4週 年30回	10:00～11:30	32	※体操講座(月・木・金曜日)の申込は1つのみ
書道	第1・2・3週 年30回	13:30～15:00	20	一式注文の場合5,000円程度 (手持ちの物でも可) 手本代1回50円
古典を楽しむ	第2・4週	13:30～15:00	20	1,200円
篆刻(はんこ作り)	第4週	13:30～15:00	10	一式注文の場合5,000円程度 (一部貸与あり) テキスト代200円
健康太極拳(陽名時)★	第1・3週	13:30～15:00	24	初回者のみ100円
気楽にはじめる長唄★	第2週	13:30～15:00	14	300円

西部福祉会館(〒500-8362 西荘2-11-23 電話253-5121)

講 座 名	期 日	開催時間	定員	教 材 費 など	
3B体操1	月	第1・3週	13:30～14:20	12	1,000円程度
3B体操2		第1・3週	14:30～15:20	12	※3B体操の申込は1つのみ
書道		第2・4週	10:00～11:30	24	実費(手本代)
華道(千家古流)		第2・4週	13:30～15:00	20	生花代 毎回1,000円程度、正月花は実費
川柳	火	第1・3週	13:30～15:00	14	1,800円程度
健康笑いヨガ		第2・4週	13:30～15:00	16	※ヨーガの申込は1つのみ
ヨーガ1		第2・4週	10:00～10:40	12	
ヨーガ2		第2・4週	10:50～11:30	12	
ヨーガ3	水	第2・4週	10:00～10:40	12	
ヨーガ4		第2・4週	10:50～11:30	12	
絵手紙		第3週	13:30～15:00	20	実費
歌謡(演歌)	木	第1・3週	13:30～15:00	24	1,000円程度
歴史物語		第2週	13:30～15:00	24	700円程度
初心者スマホ塾Ⅰ☆		4月11日、4月25日、 5月9日、5月23日、 6月13日	10:00～11:30	10	1,300円程度、Android対象 ※スマホの申込は1つのみ ※データ通信契約済みのスマホ(ア ンドロイド)が必要、通信料が発生す る場合あり (全5回)
初心者スマホ塾Ⅱ☆	金	4月5日、4月19日、 5月17日、6月7日、 6月21日	13:30～15:00	10	
小筆字		第2・4週	10:00～11:30	24	実費(手本代)
詩吟(照風流)		第2・4週	13:30～15:00	12	500円程度
3B体操3	土	第1・3週	13:30～14:20	12	1,000円程度
3B体操4		第1・3週	14:30～15:20	12	※3B体操の申込は1つのみ

柳津高齢者福祉センター(〒501-6115 柳津町丸野1-34 電話387-1333)

講 座 名	期 日	開催時間	定員	教 材 費 など	
デッサン・絵画	火	第1・3週	10:00～11:30	10	実費
太極拳		第1・3週	13:30～15:00	15	
フラダンス		第2・4週	10:00～11:30	20	
歌謡		第2・4週	13:30～15:00	20	テキスト代1,000円程度
楽しく体操①	水	第1・3週	9:30～10:30	15	※楽しく体操の申込は1つのみ
楽しく体操②		第1・3週	10:50～11:50	15	
書道		第1・3週	13:30～15:00	15	初回時に用具の注文可 手本代1回50円
華道(池坊)①		第2・4週	13:00～14:00	15	生花代 毎回1,000円程度 クリスマス花、正月花は未定
華道(池坊)②		第2・4週	14:00～15:00	15	※華道の申込は1つのみ
岐阜の雑学あれこれ	木	第2週	10:00～11:00	15	
己書		第3週	10:00～11:30	15	教材代、毎回500円 初回のみ1,300円(筆代含む)

三楽園(〒501-2512 北野東827 電話229-5068)

講 座 名	期 日		開催時間	定員	教 材 費 など
ヨーガ	月	第1・3週	9:30～11:00	40	
童謡・愛唱歌	水	第1・3週	9:30～11:00	40	500円程度
華道(日本生花司松月堂古流)		第2・4週	9:30～11:00	20	生花代 毎回1,100円程度
茶道(裏千家)		第2週又は第4週	13:00～15:30	10	毎回300円程度
リズム健康体操	金	第1・3週	9:30～11:00	35	
さわやか体操		第2週	9:30～11:00	35	

高齢者福祉会館 ふれあいの館「白山」(〒500-8164 鶴田町3-7-4 電話240-1245)

講座名	期日	開催時間	定員	教材費など
クラフトテープで作るカゴ・バッグ	第1・3週	13:30～15:30	15	
野菜づくり&健康づくり	第4週	10:00～11:30	なし	
生け花	第4週	13:00～15:00	10	材料費1,000円
元気になる笑いヨガ	第1・3週	10:00～11:00	20	
映像で親しむ中国語	第3週	13:00～15:00	10	
デッサン教室(初歩)	第2・4週	10:00～11:30	15	
笑筋トレ	第1・3週	13:30～15:00	20	
詩吟で生き生き	第2週	13:00～15:00	10	
初級英会話講座	第2・4週	10:00～11:30	15	
花くらぶシルバー(フラワーアレンジメント)	第4週	13:00～15:00	10	花材費2,500円
健康マージャン初心者講座	第1・3週	10:00～12:00	20	
やさしい手話	第1・3週	10:00～11:30	20	
小物づくり	第1・3週	13:30～15:00	20	材料費400円
Androidスマホの上手な使い方講座	第2・4週	10:00～11:30	10	
和紙ちぎり絵	第1週	13:00～15:00	10	
歌謡舞踊	第1週	14:00～16:00	15	
太極拳講座	第1・3週	10:00～11:30	16	
初めてのフォークダンス	第2週	10:00～11:30	12	
英語俳句の会	第3週	10:00～11:30	10	
歴史を楽しもう	第4週	13:30～15:00	20	

友楽園(〒500-8804 京町1-64 電話263-6767)

講座名	期日	開催時間	定員	教材費など
絵手紙	第2・4週	10:00～11:30	22	実費
デッサン	第2・4週	13:30～15:00	16	
初心者の囲碁	第1・3週	10:00～11:30	18	資料代500円
麻雀(女性初心者)	第1・3週	10:00～11:30	15	資料代200円
麻雀(女性初級者)	第1・3週	13:30～15:00	15	
水墨画	第2・4週	13:30～15:00	22	手本代1,000円
押し花	第1週又は第3週	10:00～11:30	22	実費
リズム&ストレッチ1	第1・3週	13:30～14:25	16	※リズム&ストレッチの申込は1つのみ
リズム&ストレッチ2	第1・3週	14:35～15:30	16	
ウッドバーニング(焦がし絵)	第1・3週	10:00～11:30	22	実費
短歌	第1・3週	13:30～15:00	22	資料代600円
歌謡	第2・4週	10:00～11:30	30	資料代700円
楊名時太極拳	第2・4週	13:30～15:00	22	
水彩画	第1・3週	10:00～11:30	22	
書道	第1・3週	13:30～15:00	22	実費
ヨーガ	第2・4週	10:00～11:30	22	初回者のみテキスト代1,650円
舞踊	第2・4週	13:30～15:00	20	
俳句	第1・4週	13:30～15:00	22	資料代400円

三田洞神仏温泉(〒502-0004 三田洞222番地 電話237-3734)

講座名	期 日	開催時間	定員	教 材 費 など
ヨガA	月 第1・3週 第1・3週 第2・4週 第2・4週 第1・3週	10:10～10:55	10	※ヨガ講座の申込は1つのみ
ヨガB		11:00～11:45	10	
ヨガC		10:10～10:55	10	
ヨガD		11:00～11:45	10	
大人になってから始めるいきいきピアノ		13:00～14:00	10	毎回1,500円程度 ※お持ちの方はキーボード持参
ちりめん細工(初心者)	木 第1・3週 第2・4週 第1・3週	10:15～12:15	10	毎月2,500円程度、裁縫道具持参 ※ちりめん細工の申込は1つのみ
ちりめん細工		13:00～15:00	10	
ボールストレッチ		14:45～15:45	10	毎月1,000円程度
童謡と唱歌を歌う会	金 第1・3週	11:00～12:00	15	毎月500円程度

中山道加納宿まちづくり交流センター(〒500-8474 加納本町1-16-1)

問合せ先:わいわいハウス金華(電話080-2640-5183)

直接申込の場合:中山道まちづくり交流センターへ(火曜日～金曜日の9:00～16:00)

講座名	期 日	開催時間	定員	教 材 費 など
書道	火 第1・3週 第1・3週 第2・4週 第2・4週	10:00～11:30	15	実費
囲碁		13:30～15:00	15	教材費500円
詩吟		10:00～11:30	15	教材費500円
茶道		13:30～15:00	15	前・後期 各4,000円(茶+菓子代)
水墨画	水 第1・3週 第1・3週 第2・4週	10:00～11:30	15	教材費1,000円
華道		13:30～15:00	15	前期10,000円・後期9,000円・正月花別
楊名時太極拳		10:00～11:30	15	
手編み	木 第1・3週 第1・3週 第2・4週	10:00～11:30	15	実費
木彫り		13:30～15:00	15	実費
歌謡		13:30～15:00	15	実費
たのしいコーラス	金 第2・4週	10:00～11:30	15	教材費1,500円 (初回者3,000円)
加納の歴史・景観講座	5月30日(木) 7月31日(水) 8月29日(木) 10月30日(水)	13:30～15:00	15	

シルバー人材センター

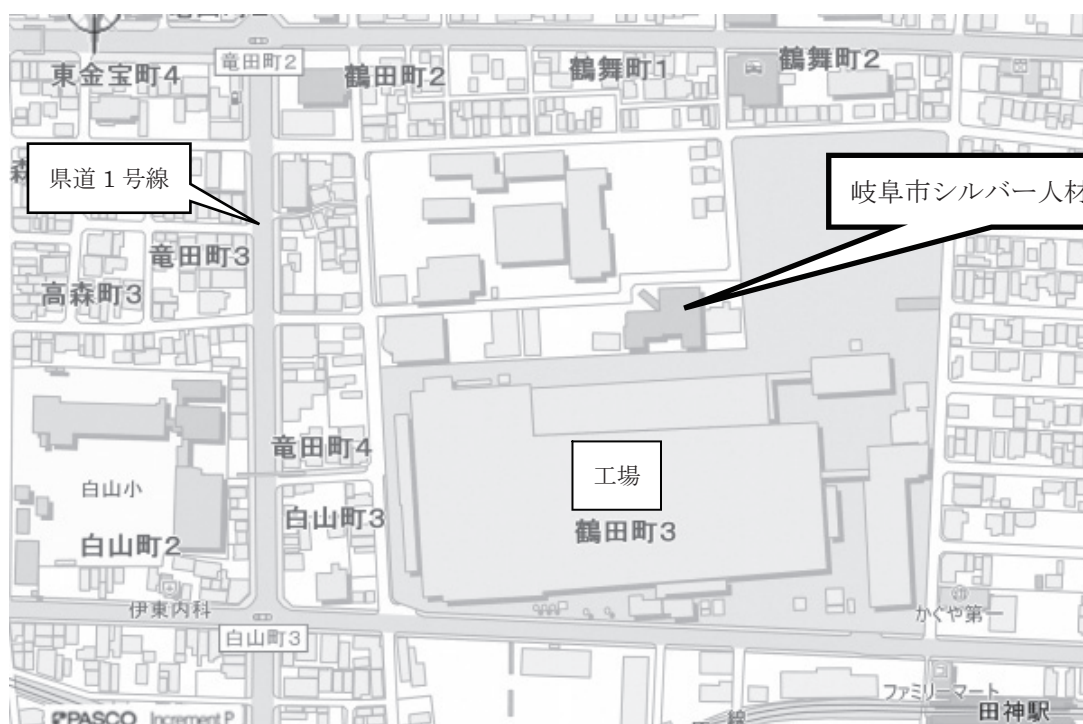
豊かな経験や知識を持つ高齢者で組織され、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業をとおして生きがいの充実、社会参加の推進を図り、地域社会に貢献することを目的としています。

○ 入会できる人

岐阜市内にお住まいで、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人

○ 仕事の内容

- (1) サービス分野…訪問介護を含めた家事援助サービスや、観光ガイドなど
- (2) 事務分野…賞状・あて名書き、受付事務、パソコンを使用した事務作業など
- (3) 屋内外の軽作業…屋内外の清掃、除草など
- (4) 管理分野…施設、駐車場・駐輪場の管理など（警備業務を除く）
- (5) 技術を必要とする分野…ふすま張り、庭木の手入れ、IT 通信関連作業など
- (6) その他…チラシの配布、手作り小物販売、野菜販売など
- (7) 派遣業務…運転業務、店内業務、保育、介護施設での補助業務など



★ 問い合わせ先

公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター

岐阜市鶴田町3-7-4

電話240-1245

高齢者大学

高齢者を対象としたテーマで開催する講座（1講座90分）です。教養・趣味・健康・歴史などのテーマで開催します。

○ 参加できる人

65歳以上の人が参加できます。

受講者定員を超えると、抽選になることがあります。

資料代として500円かかります。

○ 開催時期

例年10月以降に開催しています。詳しくは9月または10月の「広報ぎふ」でご案内します。

○ 申込み方法

はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、下記問い合わせ先まで申し込んでください。

詳しくは「広報ぎふ」でご案内します。

参考：昨年度（令和5年度）の講座

第1回	「暮らしに身近な金融商品と税・これって何所得？」
第2回	「介護保険制度の現状と問題点～認知症について知っておきたいこと～」
第3回	「食品と健康にまつわるウソ・ホント」
第4回	「転ばない身体づくり～自宅でできる運動～」
第5回	「正法寺大仏殿・岐阜大仏の調査成果」

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

シルバーカード交付事業

市内の文化施設等を無料、または割引料金で利用できるカードです。
高齢者おでかけバスカードはシルバーカードとしてもご利用できます。

○ 利用できる人

70歳以上の人です。

○ 利用方法

施設に入場の際、提示してください。

○ 発行料金

発行・再発行は無料です。

○ 申込み方法

申し込みは不要です。70歳になる誕生月の前々月末にお送りしています。

70歳の誕生日からご利用できます。

※高齢者ふれあい入浴事業は別途手続きが必要となります。

○ 再発行の方法

高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室で再交付
申請を受け付けます。

○ 転出等でシルバーカードがいなくなった場合

高齢福祉課へ返還してください。返還届等の届出書は不要です。

○ 利用できる施設

(1) 無料利用施設

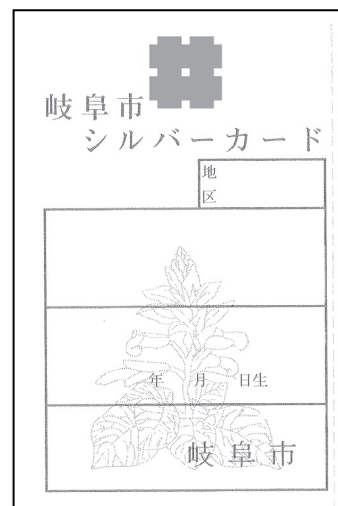
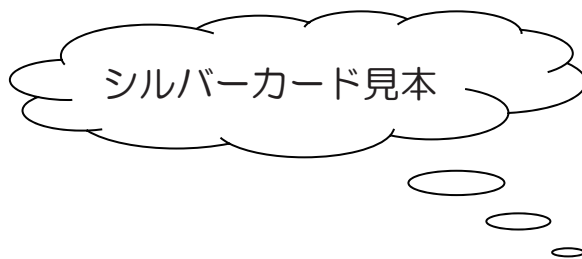
- ア 岐阜市歴史博物館（常設展のみ）
- イ 加藤栄三・東一記念美術館
- ウ 岐阜市科学館
- エ ドリームシアター岐阜（団体使用を除く）
- オ 岐阜城
- カ 岐阜市体育館（個人使用の施設のみ）
- キ 岐阜市民プール

70歳以上の人を受けられるサービス

(2) 割引利用施設

- ア 金華山ロープウェー（1, 300円⇒900円）
- イ 岐阜公園来園者休憩所（立札茶席500円⇒450円）
- ウ 岐阜大仏（200円⇒150円）
- エ 美術館・三甲（1, 200円⇒1, 000円）
- オ プラザ掛洞温水プール・浴場（各410円⇒各200円）
- カ リフレ芥見歩行浴プール棟（200円⇒100円）
- キ 市内公衆浴場（毎月1、15日 半額）

※浴場利用の場合は、番号付シルバーカードの提示が必要



★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

高齢者ふれあい入浴事業

毎月2回1・15日に市内公衆浴場が半額で利用できます。ただし、番号付シルバーカードを提示する必要があります。番号付シルバーカードとは、シルバーカード（12ページ）に入浴利用番号が付番されたものです。

○ 利用できる人

70歳以上の人です。

○ 申込み方法

高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室で受け付けています。

○ 利用方法

公衆浴場に入場の際に番号付きシルバーカードを提示し、受付簿に番号を記入してから、半額料金を支払ってご利用ください。

○ 発行料金

発行・再発行は無料です。

○ 転出等で番号付シルバーカードがいなくなった場合

高齢福祉課へ返還してください。返還届等の届出書は不要です。

○ 利用できる施設

名称	所在地	営業時間
	電話番号	定休日
公園の湯	木挽町37	16時～21時半
	264-2387	木曜日
のはら湯本店	三番町13	10時～23時
	262-3112	1月1日
ゆのヤマヨ	南本荘一条通15	14時～23時
	272-2550	火曜日
かぎや温泉	徹明通8-9-2	14時半～22時
	251-9844	月曜日・第4火曜日
松乃湯	加納城南通2-2	14時～22時半
	273-7322	月曜日

★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

高齢者おでかけバスカード交付事業

額面3,000円と終日2割引で乗車できる特典の付いたカードです。

岐阜バスの運行する路線（高速バス等一部路線を除く）と各コミュニティバスで利用できます。

○ 利用できる人

70歳以上の人です。

ただし、6か月以上ねたきりの状態にある人を除きます。

○ 申込み方法

70歳になる誕生月の前々月末に申請書をお送りしています。

郵送のほか、高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室でも受け付けています。

○ 発行料金

新規発行は無料です。

○ 申請から発行までの期間

1か月程度かかります。出来上がったバスカードはご自宅に郵送いたします。

○ 再発行の方法

高齢福祉課で再交付申請を受け付けます。

身分証のほか、カード再発行費用として1,030円をご持参ください。

○ 転出等でバスカードがいなくなった場合

カードに残額（当初の3,000円分を除く）があるときは岐阜バス営業所窓口で払い戻しを受けてください。カードに残額がないときは、高齢福祉課・各事務所窓口へ返還してください。返還の際には、返還届の提出をお願いします。

★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

バスカード見本



各種敬老事業

● 100歳祝品贈呈事業

その年度に100歳を迎える人へお祝いの品を贈ります。

● 90歳祝品贈呈事業

その年に90歳を迎える人へお祝いの品を贈ります。

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者激励金支給事業

「ねんりんピック」は、全国健康福祉祭の愛称で、60歳以上の方々を中心に、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典です。

昭和63（1988）年に第1回大会が開催されて以来、毎年開催されています。

令和6年（第36回大会）	10月19日～10月22日	鳥取大会
--------------	---------------	------

○大会に参加できる人

公益財団法人岐阜県教育文化財団が選出した岐阜県代表選手

○激励金支給対象者

岐阜市出身の選手

★問い合わせ先 高齢福祉課 ねんりんピック推進室
電話214-4333（直通）

外国人等高齢者福祉金支給事業

外国人等の高齢者で、国民年金の老齢年金などの受給資格を得ることのできなかった人に支給されます。

○ 対象者

(1) ～ (3) をすべて満たす人が対象になります。

(1) 誕生日が大正15年4月1日以前の人

(2) 岐阜市に住民登録がある人

(3) 年金受給資格が制度上満たされない人（詳しくは高齢福祉課まで）

○ 支給額

月額10,000円（年4回にわけて支給）

○ 支給制限

次の人には、支給することができません。

(1) 岐阜市の心身障害者福祉金を受けている人

(2) 他の自治体から高齢者福祉金を受けている人

(3) 生活保護法による保護を受けている人

(4) 養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに措置入所している人

(5) 他の公的年金を受けている人

(6) 所得制限を超えている人

○ 申請方法・申請書類

下記問い合わせ先へ申請してください。

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

介護予防・家族介護教室事業

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後の生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室などを実施します。

○ 参加資格

要介護者を除く岐阜市内在住の65歳以上の人

（家族介護教室のみ、65歳以上の人を介護している家族及び

地域において65歳以上の人の見守りその他の支援を行っている人）

○ 費用の負担

材料費等の実費負担

○ 開催場所

岐阜市民福祉活動センター及び地域の自治公民館等

○ 申込み先

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

◆転倒予防教室◆

○ 目的

運動器機能向上のための教室です。

スポーツやゲームを楽しみながら、身体を動かし、自然に足腰の筋力を鍛え、バランス感覚を養うことで、転倒しにくい身体を作ります。

○ 内容

スカットボール、筋トレ体操、チェアエクササイズ、フラダンス など

◆認知症介護教室◆

○ 目的

脳トレーニングを中心とした教室です。

昔懐かしい歌を楽しみながら、室内レク、ボードゲーム等で脳の活性化を図ります。

○ 内容

音楽療法、回想法、間違い探し、手遊び、指遊びなど

◆I ADL 訓練事業◆

○ 目的

日常生活関連動作の訓練のための教室です。

折り紙やタオルなどを使った小物作りで指先を使ったり、料理・お菓子作りなどで、手順を考える・覚えるなど日常生活関連動作の訓練を行ったりします。

○ 内容

折り紙、手芸、料理、お菓子作り、健康講話、バルーンアートなど

◆家族介護教室◆

○ 目的

家族介護者が、適切に介護を行うための知識、技術を習得できるよう地域ごとに家族介護教室を開催し、家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の支援を図ります。

○ 内容

適切に介護を行うための方法・知識・技術を学び、介護者の健康づくり・リフレッシュの場を提供します。

その他

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 電話255-5511

地域安全推進事業

◆地域安全推進出前講座◆

高齢者の皆さんを対象に、地域安全推進の出前講座を行っています。

寸劇や、ゲーム、腹話術などをおして、「特殊詐欺防止」「交通マナーとルール」について楽しく理解していただける講座です。

老人クラブやサークル活動の集まりなどの際にご利用ください。

○ 申込み方法

下記問い合わせ先まで電話予約の上、申し込んでください。

★ 問い合わせ先 市民生活部 地域安全推進課 交通安全推進係
電話214-4964（直通）

◆高齢者等運転免許証自主返納支援事業◆

有効期限内の運転免許証を自主返納（運転免許証の取消し手続き）された方は、①から④のうち、いずれかの支援を受けることができます。（1回限り）

① I Cカード乗車券「アユカ」（利用額2,500円+デポジット（預り金）500円）

② I Cカード乗車券「マナカ」（利用額2,500円+デポジット（預り金）500円）

③高齢者おでかけバスカードへのチャージ（積み増し）（3,000円分）

④昼得きっぷ（スクラッチ式乗車券）の交付（3,000円分（500円×6枚））

※バスカードへのチャージ（積み増し）及び昼得きっぷの交付は岐阜バスの窓口
でお願いします。

○ 対象者

岐阜市の住民基本台帳に記録されている人で、次のいずれかに該当する人

（1）65歳以上の人で平成21年4月1日以降に自主返納を行った人

（2）視覚障がい、聴覚障がいその他心身の都合により平成21年4月1日
以降に自主返納を行った人

○ 申請方法

市民課・各事務所まで申請してください。

★ 問い合わせ先

市民生活部 地域安全推進課 交通安全推進係

電話214-4964（直通）

老人クラブ（清流クラブ岐阜）

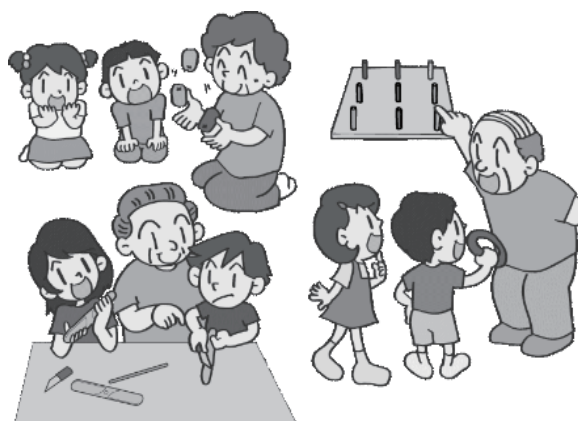
地域の人が集まって活動する会員組織の団体です。岐阜市には298のクラブ、約1万4千人の会員が活動しています。（令和6年4月1日現在）

○ 活動内容

会員の意見に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的で、かつ、均衡のとれた活動展開を図り、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同事業等、多様な活動をしています。

○ 入会するメリット

- ①地域に新しい仲間ができます。
- ②健康の保持・増進につながります。
- ③知識や経験を生かした新しい能力の発揮ができます。
- ④社会活動への参画と貢献ができます。
- ⑤心の安らぎ、充実感が得られます。



○ 入会できる人

おおむね60歳以上の人です。

○ 会費

各老人クラブで異なりますが、月に100円か200円程度です。

○ 入会の方法

清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会）にお問い合わせいただければ、地域の老人クラブをご紹介します。

○ 主な行事

①高齢者スポーツ教室

各地区単位でフォークダンスや健康体操など気軽に参加できる種目を用意しています。指導には、地区のスポーツ活動推進員、岐阜市のレクリエーション協会の人があたります。

②高齢者スポーツ活動促進事業

市内5ブロック別に、ペタンク大会やグラウンド・ゴルフ大会などを実施します。

その他

③高齢者体育大会

毎年10月頃、岐阜メモリアルセンターで市内の会員が一堂に会し開催しています。対抗戦形式で競います。

※種目例：レクダンス、ボール体操、玉入れなど

④友愛チーム・高齢者ふれあい訪問事業

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者などに対し、高齢者同士で助け合い、地域社会の中で活躍しています。

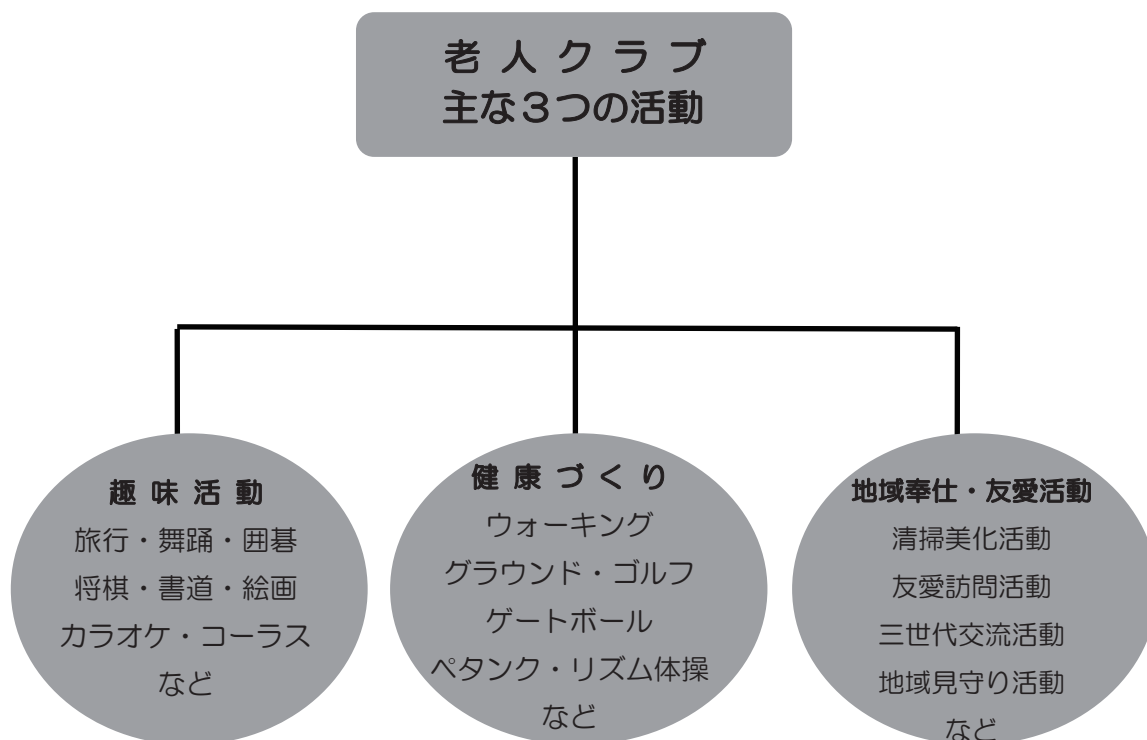
⑤三世代交流促進事業

老人クラブ、地域の各種団体、学校などの協力を得て、三世代(子ども・親・祖父母)の交流の場となるスポーツ教室、文化活動を実施しています。

⑥高齢者福祉大会

高齢者相互の理解を深め、地域福祉の向上をめざして開催しています。

《活動のイメージ》



★ 問い合わせ先 清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会）

岐阜市都通2丁目2番地 電話252-6693

2 介護をできるだけ必要としないために

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけ必要としないために

3
生活支援サービスを
利用したい

4
施設サービスを
利用したい

5
安心して
医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓
口

介護予防・日常生活支援総合事業

多様な社会資源の活用を図りながら、要支援者や要支援等になるおそれの高い高齢者に、介護予防サービスや配食などの生活支援サービスを総合的に提供する事業です。

○ 目的

心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような環境を整え、効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指す事業です。

○ 内容

I. 介護予防・生活支援サービス事業

A 訪問型サービス

①訪問介護(これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス)

訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。

②基準緩和型訪問介護サービス(現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス)

生活援助として掃除や洗濯、調理など日常生活に必要なサービスを受けることができます。

③短期集中型サービス(約3か月間)

うつ、認知症、閉じこもりなどの状態により、通所型サービスへの参加が困難な場合、地域包括支援センターの保健師等による日常生活上の相談または指導を受けることができます。(まめかな訪問事業)

④住民主体型訪問サービス

NPO・住民団体等により、日常生活支援のサービスを受けることができます。

B 通所型サービス

①通所介護(これまでの介護予防通所介護に相当するサービス)

指定通所介護事業所等で、入浴や食事サービスの提供、生活機能向上のためのサービスを受けることができます。

②基準緩和型デイサービス(現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス)

指定通所介護事業所等で、入浴や送迎の有無を選択して、①通所介護に準じたサービスを受けることができます。

③住民主体型デイサービス・認知症カフェ

NPO・住民団体等により、高齢者の閉じこもりを予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するための「気軽に集える場」を提供します。

④短期集中型サービス（約３か月間）

専門職が指導する「生活機能を改善するためのプログラム」に参加できます。
（運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防事業）

C その他生活支援サービス

①栄養改善配食サービス（２８ページ）

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービスや総合事業によるサービスなどを適切に提供できるよう、
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネジャーがサービス計画の作成やサービス提供事業所との調整等を行います。

〈対象者〉

- ・要支援認定を受けた人
- ・基本チェックリスト該当者である第１号被保険者

※「基本チェックリスト該当者」とは、年齢とともに現れる心身の衰え（生活機能の低下）の有無を確認する基本チェックリストの結果に基づき、
介護予防の必要があると判断された人

基本チェックリストによる利用の手続き

①相談（市役所介護保険課・各地域の地域包括支援センター等にて受付）



②基本チェックリストの実施



③サービス事業対象者として被保険証の発行（対象の場合）



④サービス利用計画についての相談・調整



⑤サービス計画作成



⑥サービス開始

★ 問い合わせ先

訪問介護、基準緩和型訪問介護サービス、通所介護、基準緩和型デイサービス
介護保険課 支援係 電話２１４－２０９３（直通）
介護保険課 給付係 電話２１４－２０９２（直通）

- ・住民主体型サービス、栄養改善配食サービス
高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）
- ・短期集中型サービス
高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77ページ）
- ・介護予防ケアマネジメント（基本チェックリスト）
介護保険課 介護認定係 電話214-2089（直通）
介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77ページ）

Ⅱ. 一般介護予防事業

一般介護予防事業とは、活動的な状況にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う介護予防事業です。

・介護予防把握事業

閉じこもり等の要支援者を把握した場合、介護予防活動へつなげます。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

例) 運動を通じたフレイル予防（いきいき筋トレ体操の普及啓発）

いきいきシニア食生活支援事業（男性料理教室等）

低栄養予防普及啓発

介護予防健康セミナー

（専門職と連携しフレイル予防、及び介護予防等に関する情報発信）等

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

例) いきいき筋トレサポーター養成講座

○ 対象者

65歳以上の人及びその支援のための活動に携わる人

★ 問い合わせ先

高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090（直通）

中保健センター 電話214-6630（直通）：フレイル予防や介護予防健康セミナー等

南保健センター 電話271-8010（直通）：同上

北保健センター 電話232-7681（直通）：同上

健康づくり課 電話252-7180（直通）：食生活・低栄養予防等

3 生活支援サービスを利用したい

1 生きがいを見つけない

2 介護をできるだけ必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

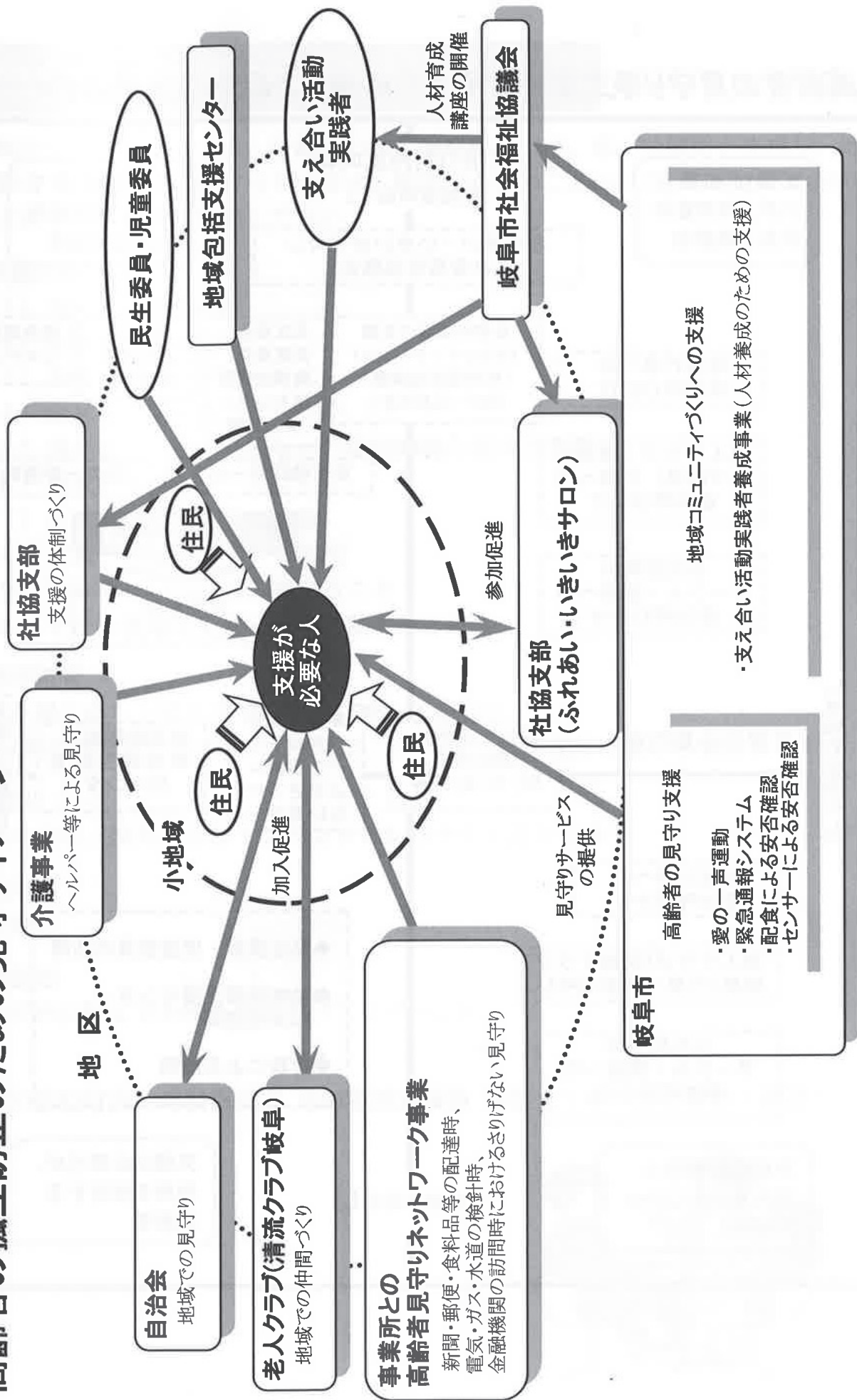
4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

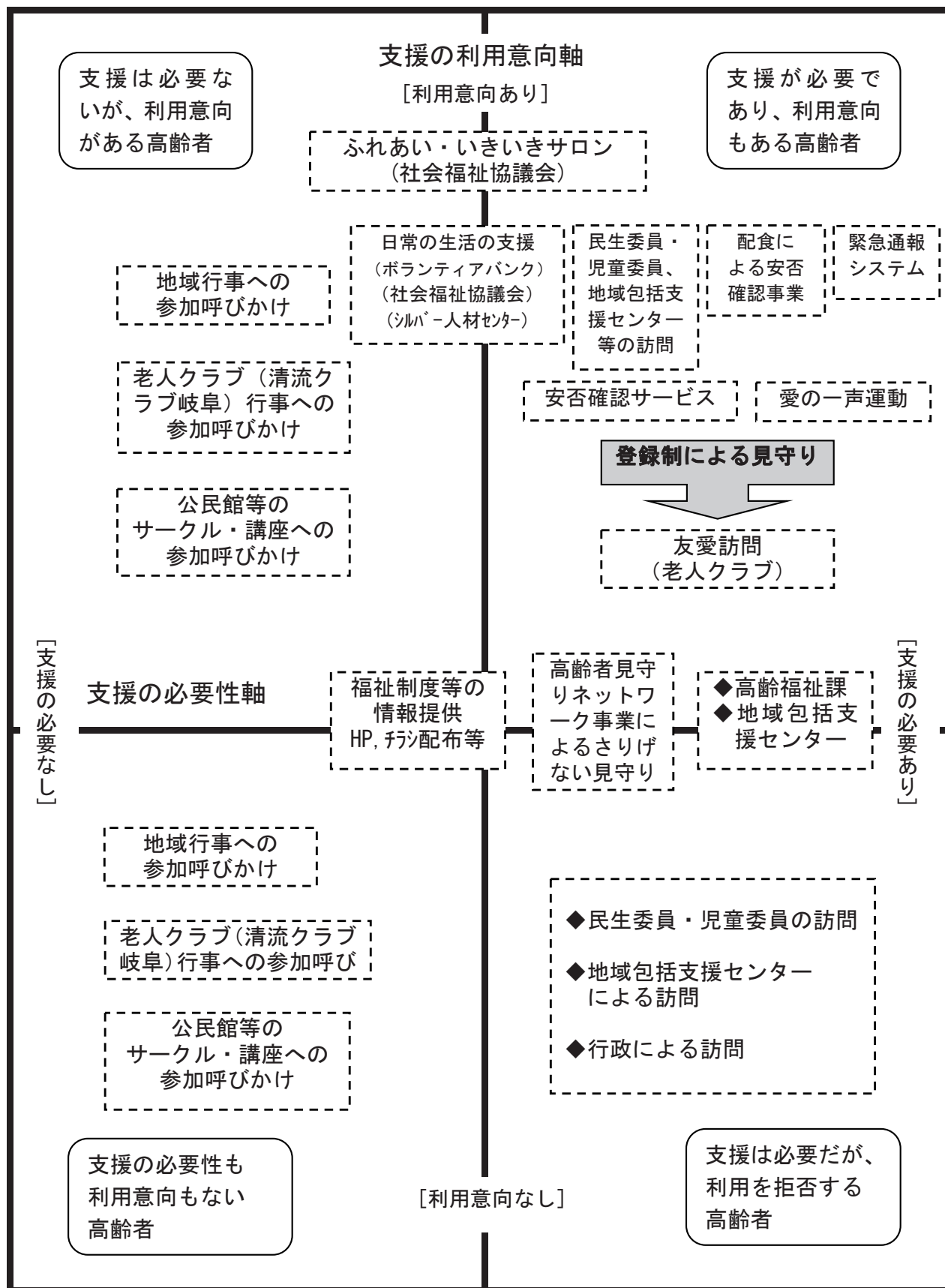
7 相談窓
□

高齢者の孤立防止のための見守りイメージ



1	生きがいを見つけない	2	介護をできるだけ必要としないために	3	生活支援サービスを利用したい	4	施設サービスを利用したい	5	安心して医療を受けたい	6	高齢者福祉施設一覧	7	相談窓	□
---	------------	---	-------------------	---	----------------	---	--------------	---	-------------	---	-----------	---	-----	---

高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。様々な機関と連携し、地域の高齢者の皆様の支援を行っています。健康や介護のことのほか、日常生活の困りごとなど何でも気軽にご相談ください。

○ 事業内容

- (1) 高齢者の実態把握
- (2) 総合的な相談受付
- (3) 高齢者虐待の予防・対応
- (4) 認知症に関すること
- (5) 成年後見制度の活用などの権利擁護に関する支援
- (6) 地域のネットワークづくり
- (7) 介護支援専門員への支援
- (8) 介護予防ケアプランの作成
- (9) 福祉サービス利用に関すること
- (10) その他高齢者の自立支援に関すること

○ 開所時間

月曜日から土曜日までの午前9時～午後5時

(開所時間外の緊急時のご相談については、転送電話で対応しております。)

○ 休日

日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日まで

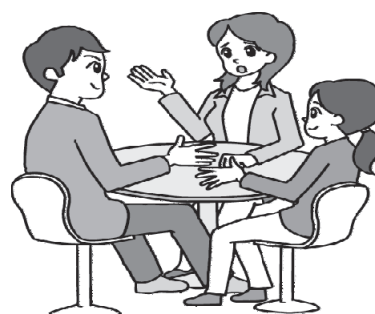
○ 利用料

無料

○ 所在地

市内に計19か所あります(77ページ)

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090(直通)



配食による安否確認事業

在宅生活において、食事の準備が困難で日々の見守りが必要な高齢者に、栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の安否を確認します。

○ 利用できる人

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の人で、食事の準備が困難であり、食の確保及び定期的な安否確認が必要で、この事業の対象者として適当と認められた人

○ サービスの内容

在宅生活する高齢者に、希望の曜日の昼食時と夕食時に、栄養のバランスのとれた食事を届けて安否を確認します。

○ 費用（一食につき）

種 別	昼	夜
普通食	400円 ～500円	480円 ～600円
特別食（生活習慣病に配慮したもの）	550円～620円	

※特別食については、生活習慣病に配慮したものになっていますが治療食ではありません。一部対応できない業者があります。

※きざみ食・おかゆが提供できる業者があります。

※料金は一食ごとに配達時に支払うことを原則とします。

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。（なお、緊急時の連絡のため、連絡先が2人程度必要です。）

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

栄養改善配食サービス事業

買い物及び調理が困難で低栄養のおそれのある人に、栄養のバランスのとれた食事を届け、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- ・ 要支援状態・要介護状態になるおそれの高い人及び要支援１・２と判定された人
- ・ 低栄養のおそれのある人
- ・ 買い物及び調理が困難で、かつ、他者からの支援が受けられない人

○ サービスの内容

栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を利用者の希望に応じ自宅へ配達し、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○ 費用及び申請方法

「配食による安否確認事業」に準じます。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話２１４－２１７２（直通）

１ 生きがいを見つけない

２ 介護をできるだけ必要としないために

３ 生活支援サービスを利用したい

４ 施設サービスを利用したい

５ 安心して医療を受けたい

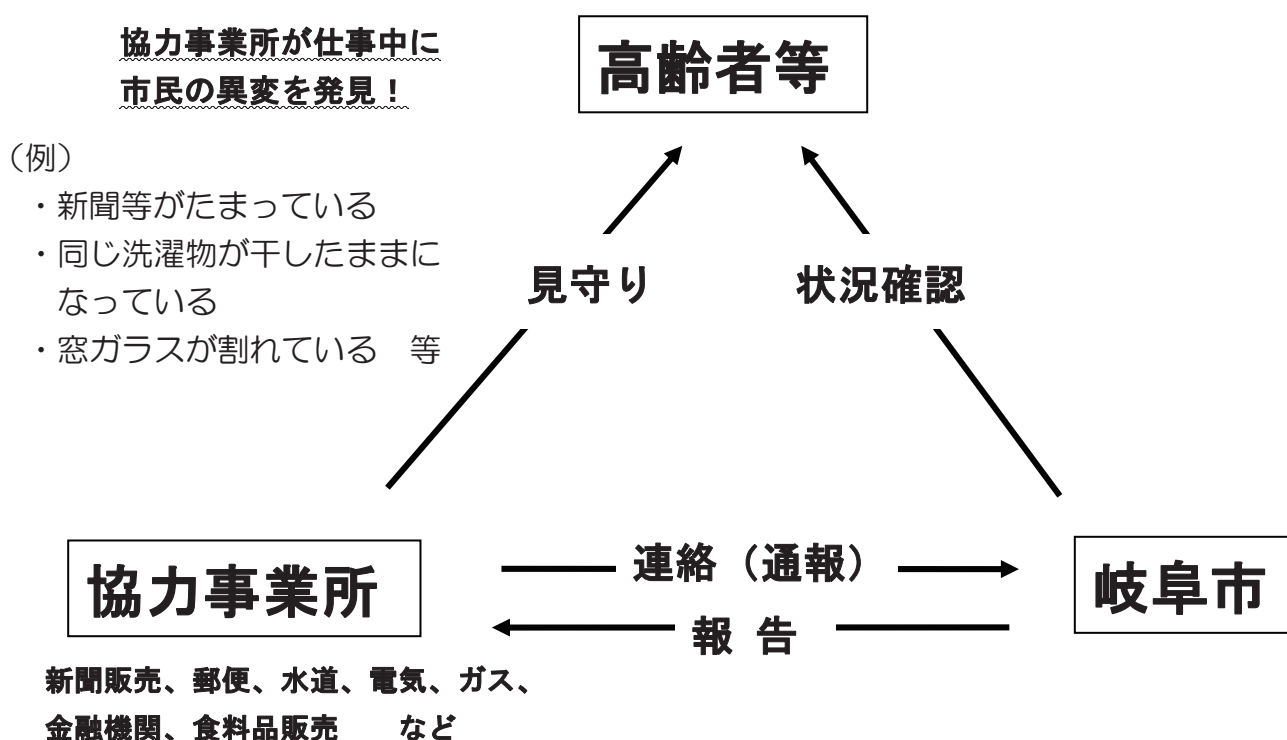
６ 高齢者福祉施設一覧

７ 相談窓口

高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、事業所に協力いただき、見守りネットワークをつくっています。

仕事中に高齢者の異変を発見したときなど、岐阜市に連絡して、状況の確認と支援につなげます。



★ 問い合わせ先 安否情報ダイヤルイン 電話265-4522（直通）

安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に見守り感知センサーを設置し、1日程度センサーに反応がないときは、24時間以内に協力員による確認、または岐阜市が委託した業者の訪問等により、安否確認を行います。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯の人
- (2) 生活保護法に規定する被保護世帯又は前年度の市民税が非課税の世帯
- (3) 連絡を取ることのできる電話回線を有する人
- (4) 協力員を2人程度選出できる人

○ 設置費用

感知センサーの設置には、特定の場合（電話線の延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○ 協力員の安否確認

一定時間感知センサーの反応がないときは、安否確認センターから安否確認等を協力員に依頼します。

協力員は事前にご登録いただいた近隣の方やご家族です。

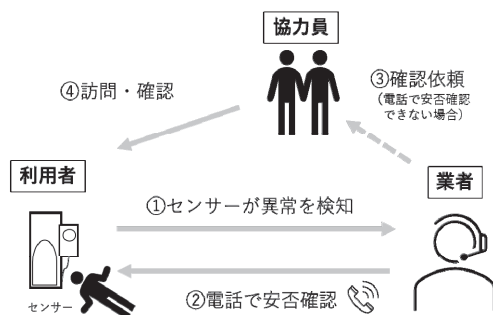
○ 申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

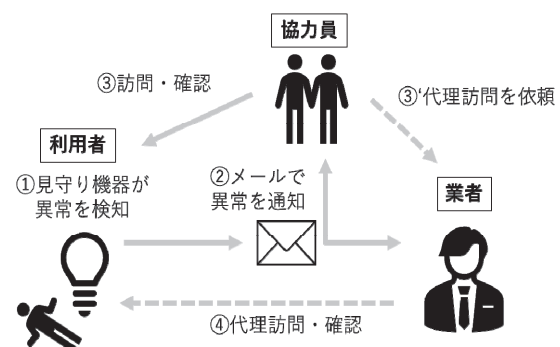
○ サービスの廃止

- (1) 資格要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請によってサービスを受けたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき
- (5) 本人、家族等から不要の申出があったとき

①電話型 イメージ図



②訪問型 イメージ図



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、自宅での急病や事故の際、身に着けているペンダントや、通報装置本体の緊急ボタンを押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけることができます。

また、相談ボタンを押すと、健康相談等を行うことができます。（緊急時には休日・夜間相談できます。）

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- （１） ６５歳以上のひとり暮らし高齢者（日中夜間独居含む）、または、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯等の人
- （２） 突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する人または身体虚弱のため緊急時において機敏に行動することが困難であり、日常に見守りを必要とする人
- （３） 電話回線を有する人（携帯電話のみ不可）
- （４） 協力員を２人程度選出できる人

○ 設置費用

緊急通報装置の購入費、設置工事費など、特定の場合（電話線の延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○ 協力員の安否確認

利用者から通報があった場合、受信センターの依頼により安否確認等を協力員に依頼します。

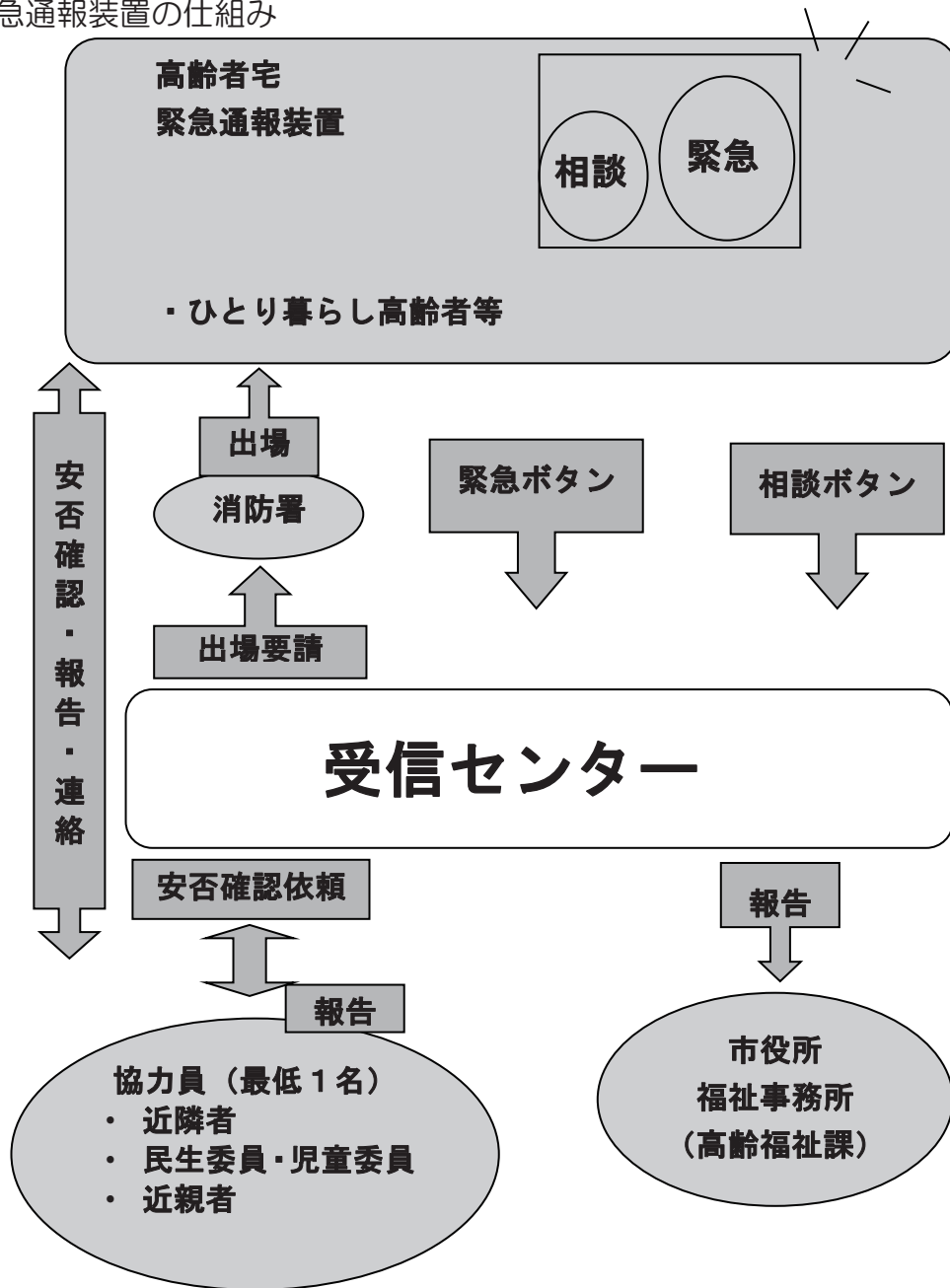
○ 申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

○ 緊急通報装置の返還

- （１） 資格要件に該当しなくなったとき
- （２） 虚偽の申請によって貸与を受けたとき
- （３） 死亡したとき
- （４） 福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき
- （５） 本人、家族等から不要の申出があったとき

○ 緊急通報装置の仕組み



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

福祉器具給付事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等に、福祉器具を給付します。

○ 対象者と給付品目

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等（別表1参照）で、この事業の対象者として適当と認められた人にガス漏れ警報器と

電磁調理器を給付します。

○ 費用の負担

世帯の生計中心者の前年所得税課税額により算定（別表 2 参照）

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

※ひとり暮らし高齢者等の認定は、別途、民生委員を通しての届け出が必要です。

別表 1 給 付 品 目

区 分	品 目	対 象 者	摘 要
福祉 器具	ガス漏れ警報器	ひとり暮らし高齢者又は、高齢者の みで構成される世帯に属する者であ って、事業の対象者として適当と認め られた者	費用負担は別表 2 による
	電磁調理器		

別表 2 費 用 負 担 基 準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分			利用者負担額
A	被保護者及び被支援者		な し
B	生計中心者の前年(申請が 1 月から 6 月までになされた場合は、 前々年)の所得税が非課税の世帯		な し
C	生計中心者の 前年所得税 課税額	10,000 円以下の世帯	16,300 円
D		10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400 円
E		30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800 円
F		80,001 円以上の世帯	全 額

備考 別表 2 において次に掲げる用語の意義は、当該各項のとおりです。

- 1 被保護者 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者(同法に準じて実施する保護を受けている外国人を含む)をいう。
- 2 被支援者 中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する、支援給付を受けている者をいう。
- 3 生計中心者 対象者が属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172 (直通)

認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症の方を対象に QR コードが印刷された見守りシールを無料で交付します。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する人

- (1) 岐阜市の住民である人
- (2) ご自宅で生活している人（施設に入所されている方は利用不可）
- (3) 認知症により行方不明となったことがある人（行方不明となる可能性のある人も含む）

○ サービス内容

- ・見守りシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付け、行方不明となった場合に発見者が QR コードをスマートフォンなどで読み取ることができます。QR コードには、保護時のかかわり方で注意すべきことなどの本人の情報が含まれており、また、インターネット上の伝言板を通じて発見者とご家族で連絡をとることができます。
- ・見守りシールは、衣服に貼り付けることができる圧着ラベル 30 枚と杖などに貼り付けることができる蓄光シール 10 枚の計 40 枚セットです。
- ・スマートフォンなどでメールを受信し、本人を迎えに行くことができる緊急連絡先の方の事前登録が必要となります。
- ・見守りシールの利用者は、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせた場合や他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

○ 利用料金

無料

（見守りシールの追加交付をご希望される場合は利用者負担となります。）

○ 申請方法

申請書を岐阜市役所高齢福祉課または地域包括支援センターへ直接持参していただくか、高齢福祉課まで郵送してください。

申請から約 1 週間後に見守りシールを窓口にて交付、または、郵送します。（申請書は、岐阜市役所高齢福祉課、地域包括支援センター及び岐阜市高齢福祉課ホームページから入手できます。）

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話 214-2090（直通）

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるために
必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

4
施設サービスを利用したい

5
医療を受けていない

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓口

認知症高齢者等 GPS 機器等購入等助成金交付事業

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、行方不明になった場合の早期発見を図るため、GPS 機器等の購入またはレンタルにかかる費用を最大 2 万円助成します。

○ 利用対象者

認知症高齢者等^{*}を同居または通いにより介護する方。

ただし認知症高齢者等が下記 1 および 2 を満たす必要があります。

- 1 事前審査の申込み時点で、岐阜市に住民票があり、岐阜市内の自宅で生活していること
- 2 行方不明になる恐れがあること

※ 認知症高齢者等・・・65 歳以上の認知症の方、若年性認知症の方

○ 助成金の対象

- ・ GPS 機器の購入費用（充電器等の付属品を含む。）
- ・ レンタルにかかる初期費用（充電器等購入費、契約手数料等を含む。）
- ・ GPS 機器を格納できるシューズの購入費用

※ 毎月発生する利用料や通信費は対象外です。

○ GPS 機器の条件

- ・ 容易に携帯できる大きさ及び重さであること
- ・ 連続動作時間が最大 7 2 時間以上であること

※ GPS 機能付きの携帯電話、スマートフォン、タブレットは対象外です。

○ 助成金交付の流れ

1. 高齢福祉課窓口で事前審査を申し込み、助成対象の機器であることの承認を受ける。
2. GPS 機器を購入またはレンタルする。
3. 領収書等を添えて市に助成金を申請する。
4. 市は助成金（上限 20,000 円）を申請者に交付する。

※事前審査で承認を受ける前に購入した機器やレンタルした機器等については助成不可。（必ず事前審査後に機器の購入またはレンタルを行ってください。）

※申請者、振込口座名義人及び購入された方の氏名（領収書の氏名）はすべて同一でなければ助成不可。

本事業を利用する認知症高齢者等は、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我をさせ、又は他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 地域包括支援係 電話214-2090（直通）

シニア皆援隊

日常生活におけるちょっとした困りごとを、岐阜市シルバー人材センター会員がお手伝いする事業です。

○ 利用できる人

市内在住で60歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、高齢者のみの世帯の人

○ 利用料金

作業によって料金が異なります。詳細は下記の問い合わせ先に確認してください。

○ サービス内容（作業内容）

作 業 例
電球・蛍光灯の交換
灯油ストーブの給油
布団干し、又は取り込み
日用品の買物代行（生活のための必需品のみ）
薬局・病院等での薬の受け取り
暖房器具、扇風機等の季節用品の入れ替え
庭の水やり
家具の移動
室内外の清掃
ごみ出し支援

※表の内容は一例であり、お手伝いする会員の都合等で実際にサービスを受けることができない場合があります。

※事前に下記までお問い合わせください。

★ 問い合わせ先

公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター 電話240-1245

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いを行うことにより、地域の中で安心した生活ができるよう支援します。

○ 対象者

- (1) 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(※)等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を、本人のみでは適切に行うことが困難であると認められる人
※認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する人に限りません。
- (2) 利用者本人と社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会との間で取り交わす契約の内容について、判断できる能力を有していると認められている人
- (3) 居宅において生活している人に限られるものではなく、社会福祉施設の入所者または病院等の入院患者も対象となります。

○ サービス内容

- (1) 福祉サービス利用援助
 - ・福祉サービスの利用に関する相談や情報提供
 - ・福祉サービスの利用申し込みの手続き
 - ・福祉サービスの利用料支払いの手続き
 - ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続き
- (2) 日常的な金銭管理サービス
 - ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - ・日常生活に必要なお金の払戻しの手続き
- (3) 書類等預かりサービス
 - 【お預かりできる書類等】
 - 年金証書、定期預金証書、権利証、実印、銀行印
 - ※お預かりする場合、「預かり書」を作成した上で、貸金庫に保管します。
 - ※宝飾品、書画、骨董品等はお預かりできません。

○ 利用料金

相談等は無料です。

生活支援員によるサービス内容及び利用料金は以下のとおりです。岐阜市在住で、収入が市民税非課税の場合は、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サー

ビスの利用料は半額になります。生活保護世帯は無料です。

サービス内容	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス
利用料金	1時間あたり1,200円 (30分ごとに600円加算)	1か月あたり500円

○ 申請方法

申請手続きは社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会が行いますのでご相談ください。

★ 問い合わせ先

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

岐阜市福祉サービス利用支援センター 電話252-6661（直通）

生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等が、疾病ではないが体調不良な状態に陥った場合など、一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止します。

○ 対象者

要介護・要支援認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で基本的生活習慣が欠如している人で、この事業の対象者として適当と認められた人

○ サービスの内容

養護老人ホーム等の短期入所用ベッドや空き部屋を活用して一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。

利用期間は、1週間を目安とします。

○ 費用の負担

1日につき388円（被保護世帯は免除です。）なお、食費等は実費負担です。

○ 申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等について、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族等がない場合等に、岐阜市長が審判の申し立てを行い、成年後見制度の利用に係る経費の一部を助成します。

○ 対象者

介護保険サービスの利用等において、身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）に規定する審判の請求を行うことが必要と認めるもののうち、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人

○ 助成対象経費の内容

- （１）申立手数料および通信費（郵便切手）
- （２）登記手数料（収入印紙）
- （３）鑑定費用（鑑定が必要な場合）
- （４）後見人等の報酬
- （５）その他市長が必要と認める経費

※ 負担能力のある人には、後日求償します。

○ 申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

高齢者虐待防止

平成18年4月から「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（通称、高齢者虐待防止法）が施行されています。この法律では近年、深刻な問題になっている「高齢者虐待」の早期発見・防止と、養護する家族への支援、地域の見守りの大切さを呼びかけています。

○ 主な発生要因

- ①虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係
- ②家族・親族との関係（無関心など）
- ③介護負担（虐待者の介護疲れ、高齢者本人の認知症による言動の混乱）
- ④経済的要因（経済的困窮）

○ 虐待の種類と危険サイン

種 類	虐 待 内 容	危 険 サ イ ン 例
心理的虐待	言動や威圧的な態度で脅しや侮辱を与えたり、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えたりすること。	• かきむしり、噛み付き、ゆすり等の行為が見られる。 • 身体を萎縮させる。 • 自傷行為が見られる。 • 食欲の変化が激しく、摂食障害が見られる。
ネグレクト (介護等放棄・放任)	介護や生活の世話をしている家族が食事や入浴、排せつ等の世話を放棄・放任し、高齢者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させること。	• 住居が非衛生的になっている、異臭を放っている。 • 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。 • 適度な食事が準備されていない。 • 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。
身体的虐待	殴る・つねる・蹴るなどの暴力行為。また、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為のこと。	• 体に小さな傷が頻繁に見られる。 • 急におびえる。 • 傷やあざについての説明のつじつまが合わない。
経済的虐待	財産やお金を本人の合意なしに使用すること。また、日常生活に必要な金銭を渡さないこと。	• 自由に使えるお金がないと訴える。 • 経済的に困っていないのに、費用負担のあるサービスを利用しながらない。 • お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
性的虐待	本人のいやがる性的な行為やその強要を行うこと。	• 肛門や性器からの出血や傷が見られる。 • 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 • 人目を避けるようになり、多くの時間を1人で過ごすことが増える。

○ 地域や家族・介護者に見られるサイン

- ・ 自宅から怒鳴り声や悲鳴、物が割れる音が頻繁にする。
- ・ 気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- ・ 最近姿を見かけない。
- ・ 電気メーターが止まっている。
- ・ 住居や庭の手入れがされていない。
- ・ 郵便受けが新聞や郵便物でいっぱいになっている。

おかしいと
思ったら相談
通報を！

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。

★ 問い合わせ先 高齢者虐待通報

電話 265-3889

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172（直通）

わたしのあんしん終活登録事業

高齢者がもしもの際、終活に関するご本人の意思を実現できることを目的としており、市に登録することで、高齢者が意思を表示できなくなった又は、亡くなった時に、病院や警察、あらかじめ登録した親族や友人などに対して、緊急連絡先をはじめ、かかりつけ医、エンディングノートや遺言書の保管場所などの終活に関する情報を、市が本人に代わって伝える事業です。

○ 登録できる内容

- | | |
|-----------------|----------------|
| ◆緊急連絡先 | ◆本籍 |
| ◆かかりつけ医・持病等の情報 | ◆リビング・ウィルの保管場所 |
| ◆エンディングノートの保管場所 | ◆臓器提供の意思 |
| ◆献体登録先 | ◆葬儀などの生前契約先 |
| ◆遺言書の保管場所 | ◆お墓の所在地 |
| ◆本人の自由登録事項 | |

○ 対象者

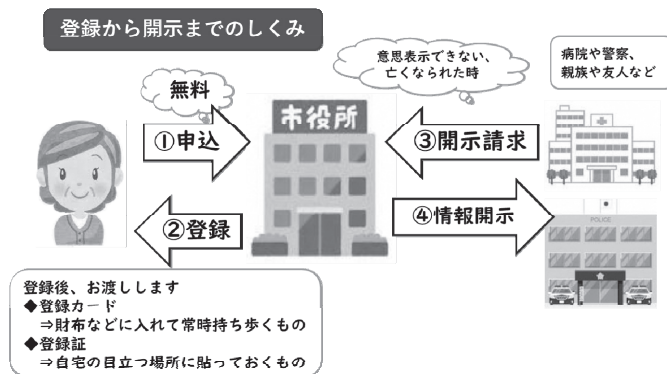
市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方

○ 費用

無料

○ 登録方法

高齢福祉課（庁舎 1 階）にて申込もしくは郵送



★ 問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173（直通）

避難行動要支援者名簿への登録について

災害発生時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、市では支援の必要な方の名簿を作成しています。

名簿に登録された方の情報は、平常時から自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）、警察に情報提供され、災害時の避難支援や安否確認に利用されます。

また、地域の自主防災組織（自治会）を中心として、災害時に誰が支援するかを話し合い、事前に決めておく取組み（個別避難計画の作成）や、日頃の見守り活動などにも利用されます。

○ 名簿対象となる人

災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合に、自力または家族だけでは迅速かつ円滑に避難することが困難で特に支援を要する在宅の方が対象です。福祉施設などに入所している方は対象とはなりません。

市では、次の方に対して名簿登録についての案内をお送りし、登録の有無などをご自身又はご家族の方に判断していただくこととしています。

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯届（民生委員による届出）がされている人
- ・要介護度1～5の人
- ・身体障害者手帳1～6級所持者
- ・療育手帳A、A1、A2、B1、B2所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者
- ・その他、自ら避難することが困難であると申し出た人

○ 名簿登録手続き

「避難行動要支援者名簿登録等に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書）」に記入のうえ、担当する民生委員・児童委員、ケアマネジャーにお渡しいただくか、福祉部担当課（高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課）または防災対策課にご提出ください（郵送可）。

なお、申請書の用紙は防災対策課、福祉部担当課、事務所に用意してあるほか、岐阜市ホームページ（防災対策課）からも入手できます。

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけに
必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

4
施設サービスを利用したい

5
安心して
医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓
口

○ 登録にあたっての注意

- (1) 支援者が被災する場合もあるため、避難の支援等をお約束するものではありません。

日頃から地域の行事に参加するなど、隣近所と関わり合いを深め、災害に備えましょう。

- (2) 個人情報の提供にあたっては、全ての提供先から誓約書を提出していただくなど、その適正な取扱い及び管理に細心の注意を払います。

★ 問い合わせ先 都市防災部防災対策課 電話 267-4763

家族介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るため、支給対象者に対して介護用品（紙おむつ）を支給します

○ 対象者

岐阜市に住所がある人で、以下の条件をすべて満たしていること

- (1) 要介護3～5の人（※要介護3の人は、認定調査票の内容によって、支援対象とならない場合があります。）
- (2) 本人、世帯員、同居人又は扶養者の市民税が非課税であること
- (3) 在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- (4) ショートステイの利用が支給月の前3か月間で39日以下であること

○ 支援内容

紙おむつの支給券の配付（支給月：6月・10月・2月の年3回）

○ 申請方法

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ申請してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）

家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上、及び介護する家族の経済的負担の軽減を図ります。

○ 対象者

要介護4または5の市民税非課税世帯に属する人で、過去1年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、3か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護している家族

○ 支給額

年間 100,000円(要介護者1人につき1回支給します)

○ 申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★ 問い合わせ先 介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）

高齢者住宅改善促進助成事業

在宅の高齢者に住みよい住環境を提供し、介護するご家族の負担を軽減するための住宅改善に必要な費用を助成します。

○ 利用できる世帯

要介護1～5の人が居住し、市民税非課税世帯であり、原則として本市に1年以上居住している世帯

○ 対象となる工事

高齢者が暮らしやすくするために行う改善工事が対象

(居室、浴室、台所、階段、便所、洗面所、玄関、廊下などの設備構造などの改善工事、屋外工事も含む)

※ 次の場合は助成できません。

(1) 住宅を新築する場合

(2) 対象者の身体状況による改善と関係のない工事

(例) 屋根の補修工事、下水・浄化槽工事など

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけの必要としないために

3
生活支援サービスを利用したい

4
施設サービスを利用したい

5
安心して医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談窓
口

○ 助成金額

助成限度額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の規定による居宅介護住宅改修費支給限度基準額の20万円のうち利用可能額を控除します。

世 帯 の 階 層 区 分	助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	100%
前年市民税非課税世帯	100%

※ 助成金額は、改善費と助成限度額（介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、利用可能額を控除した額）のうちどちらか低い額に、上記の助成率を乗じて得た額です。

○ 申請方法・書類

- （１）高齢者・重度身体障がい者住宅改善促進助成申請書及び同意書
- （２）見積書の写し
- （３）改善設計書（改善前・改善後）と居室の位置図
- （４）改善箇所の写真（工事着工前）
- （５）住宅改善承諾書（借家・借間の場合）
- （６）地域包括支援センターの意見書

※ 工事着工前に下記の問い合わせ先へ申請し、助成決定後に着工してください。

★ 問い合わせ先 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険課 給付係 電話214-2092（直通）

4 施設サービスを利用したい

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけ
必要としないために

3
生活支援サービス
を利用したい

4
施設サービス
を利用したい

5
安心して
医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一
覧

7
相
談
窓
口

主な高齢者向け住まい・施設の概要

種 類	概 要
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	原則要介護3以上であって身体上若しくは精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とするが、居宅において介護を受けることが困難な人が利用する施設です。
養護老人ホーム	原則65歳以上の、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な人を市町村の決定により入所させて養護する施設です。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、「介護の提供」「食事の提供」「洗濯掃除等の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設（委託による将来のサービス提供を約束する場合も含む）で老人福祉施設でない施設をいいます。 【入居者に介護が必要になった場合の対応で次の3類型に分けられます】 ◆ 健康型・・・退去 ◆ 住宅型・・・入居者自身の選択により外部の介護保険サービスを利用 ◆ 介護付・・・（下記のとおり）
介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護保険サービスを施設設置者が提供する施設です。
ケアハウス	60歳以上で、身体機能の低下または高齢等のため、独立して生活するには不安がある人が、自立した生活を維持できるよう、構造や設備の面で工夫された施設です。入居者の所得により負担（サービスの提供に要する費用）軽減制度があります。
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症高齢者に、小規模な生活の場において、共同生活の場を提供し家庭的な環境の中で介護職員等による生活上の指導・援助を行う施設です。
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	60歳以上の高齢等のため独立して生活することに不安のある人を対象に、高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンターからなる施設です。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法について、様々なタイプがあります。
シルバーハウジング	地方公共団体等による公営賃貸住宅で、高齢者の身体特性に配慮した設計の住宅です。生活援助員（LSA）による相談、安否確認、緊急時対応サービスの提供があります。

1 生きがいを見つけない

2 介護を必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓

□

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とするが、在宅において介護を受けることが困難な人が入所する施設です。

○ 利用できる人

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人

原則要介護 3～5 の人

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○ サービスの内容

職員による食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

○ 費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

居住費、食費および日常生活費については、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

○ 入所申し込み先

入所を希望する各施設に直接お申し込みください。

○ 市内の特別養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（63～64ページ）をご覧ください。

★ 問い合わせ先

（介護保険サービス費について） 介護保険課給付係 214-2092（直通）

（施設の概要について） 介護保険課支援係 214-2093（直通）

養護老人ホーム

在宅においての生活が困難な人が入所する施設です。

○ 利用できる人

次のいずれにも該当する原則 65 歳以上の高齢な人で、市が入所を決定した人

（1）入院加療を要する病態でないこと。

（2）家族の状況、住居の状況等現在おかれている環境において在宅で生活することが困難であると認められること。

（3）経済的事情により生活の状況が困窮していると認められること。

○ サービスの内容

入所者の生活の場として、必要な介護、食事、入浴などの日常の生活の世話（レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。）

○ 費用負担

入所者本人の負担能力に応じて、別表2の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。入所者本人から費用徴収を行う場合であっても、その徴収額が養護老人ホームの措置費支弁額に満たない場合は、その差額の範囲内で、扶養義務者の負担能力に応じ、別表1の扶養義務者の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。

○ 入所申し込み先

下記の問い合わせ先にご相談いただきお申し込みください。

○ 市内の養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（64ページ）をご覧ください。

別表1 扶 養 義 務 者 費 用 徴 収 基 準

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収基準月
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0 円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者		0
C1	A階層およびB階層を除き、前年分の所得税非課税の者	前年度分市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C2		前年度分市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層およびB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000
D2		30,001～ 80,000	13,500
D3		80,001～ 140,000	18,700
D4		140,001～ 280,000	29,000
D5		280,001～ 500,000	41,200
D6		500,001～ 800,000	54,200
D7		800,001～1,160,000	68,700
D8		1,160,001～1,650,000	85,000
D9		1,650,001～2,260,000	102,900
D10		2,260,001～3,000,000	122,500
D11		3,000,001～3,960,000	143,800
D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001 円以上	その月におけるその被措置者に係る、措置費の支弁額

別表2 養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
	円	円
1	0 ～ 270,000	0
2	270,001 ～ 280,000	1,000
3	280,001 ～ 300,000	1,800
4	300,001 ～ 320,000	3,400
5	320,001 ～ 340,000	4,700
6	340,001 ～ 360,000	5,800
7	360,001 ～ 380,000	7,500
8	380,001 ～ 400,000	9,100
9	400,001 ～ 420,000	10,800
10	420,001 ～ 440,000	12,500
11	440,001 ～ 460,000	14,100
12	460,001 ～ 480,000	15,800
13	480,001 ～ 500,000	17,500
14	500,001 ～ 520,000	19,100
15	520,001 ～ 540,000	20,800
16	540,001 ～ 560,000	22,500
17	560,001 ～ 580,000	24,100
18	580,001 ～ 600,000	25,800
19	600,001 ～ 640,000	27,500
20	640,001 ～ 680,000	30,800
21	680,001 ～ 720,000	34,100
22	720,001 ～ 760,000	37,500
23	760,001 ～ 800,000	39,800
24	800,001 ～ 840,000	41,800
25	840,001 ～ 880,000	43,800
26	880,001 ～ 920,000	45,800
27	920,001 ～ 960,000	47,800
28	960,001 ～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001 円以上	150 万円超過額× 0.9÷12 月+81,100 円 (100 円未満切捨て)

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話 214-2172 (直通)

有料老人ホーム（住宅型）

○ 利用できる人

施設により、60歳以上、65歳以上と定められています。（施設ごとに利用対象者を定めているため、各施設に確認が必要してください。）

○ サービスの内容

健康管理・食事等などの提供を行います。介護が必要になった場合、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○ 費用負担

家賃・食費・管理費・水道光熱費などを各事業所が金額設定しています。

また、入居に際する必要経費を別途設定しているところもあります。詳細は各施設に確認してください。

※介護保険を利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○ 申し込み先

入居を希望する各有料老人ホームに直接お申し込みください。

○ 市内の有料老人ホーム（住宅型）

高齢者福祉施設一覧（65～68ページ）をご覧ください。

★ 問い合わせ先 介護保険課 支援係 電話 214-2093（直通）

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

○ 利用できる人

主に日常生活において介護が必要な人

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○ サービスの内容

食事、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

○ 費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃及び食費などについては、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

1
生
き
が
い
を
見
つ
け
た
い

2
介
護
を
で
き
る
た
け
に
必
要
と
し
な
い
た
め
に

3
生
活
支
援
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

4
施
設
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

5
安
心
し
て
医
療
を
受
け
た
い

6
高
齢
者
福
祉
施
設
一
覧

7
相
談
窓
口

○ 申し込み先

入居を希望する各介護付有料老人ホームに直接お申し込みください。

○ 市内の介護付き有料老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（68ページ）をご覧ください。

★ 問い合わせ先

（介護保険サービス費について） 介護保険課給付係 電話214-2092（直通）

（施設の概要について） 介護保険課支援係 電話214-2093（直通）

軽費老人ホーム（ケアハウス）

高齢者が自立した生活を送れるように工夫された施設です。

○ 利用できる人

60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらか一方が60歳以上）の高齢者で自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立した生活をするには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人

○ サービスの内容

各種相談、在宅サービスなどの有効な利用についての紹介、手続き、食事、入浴の準備、緊急時に対応します。また、車いすでも利用できるなど高齢者に配慮した構造、設備になっていて、入居者が介護を必要とする状態になった場合には、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○ 費用の負担

（1）食費等の生活費（上限額） 48,767円
（11月～3月冬期加算2,712円）

（2）サービスの提供に要する費用 入居者の収入により負担（別表1）

（3）居住に要する費用 一括支払い、分割支払い、併用方式

※介護保険サービスを利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○ 入居申し込み先

入居を希望する各ケアハウスに直接お申込みください。（64ページ）

○ 別表1

サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		本人からの徴収月額
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000
15	2,800,001 ～ 2,900,000	78,000
16	2,900,001 ～ 3,000,000	85,000
17	3,000,001 ～ 3,100,000	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話214-2172（直通）

1
生
き
が
い
を
見
つ
け
た
い

2
必
要
と
し
な
い
た
め
に
介
護
を
で
き
る
だ
け
に

3
利
用
し
た
い
生
活
支
援
サ
ー
ビ
ス
を

4
利
用
し
た
い
施
設
サ
ー
ビ
ス
を

5
安
心
し
て
医
療
を
受
け
た
い

6
高
齢
者
福
祉
施
設
一
覧

7
相
談
窓
口

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

○ 利用できる人

要支援2～要介護5の人で、認知症である旨の医師の診断がある人
（原則、岐阜市民に限る）

○ サービスの内容

認知症の人が、5人～9人の少人数を単位とした共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で、食事、洗濯、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

○ 費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃及び食材料費等については、各事業所で料金設定をしているため、詳細は各事業所に確認してください。

○ 入居申し込み先

入居を希望する各グループホームに直接お申込みください。

○ 市内のグループホーム

高齢者福祉施設一覧（68～70ページ）をご覧ください。

★ 問い合わせ先

（介護保険サービス費について） 介護保険課給付係 電話214-2092（直通）

（施設の概要について） 介護保険課支援係 電話214-2093（直通）

生活支援ハウス

高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンター（通所部門）からなる福祉施設です。

○ 利用できる人

岐阜市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らしの人、または家族による援助を受けることが困難な人であって、原則として要介護・要支援認定の結果、非該当、または、要支援程度の認定を受け、高齢等のため独立して生活することに不安がある人が入居できます。ただし、自炊ができることを原則とします。

○ サービスの内容

- （1）利用者に対し各種相談および助言を行うとともに、緊急時の対応を行います。
- （2）利用者が虚弱化等に伴い通所介護、訪問介護等の介護サービスまたは保健福祉サービスを必要とする場合に、サービスの利用手続きの援助を行います。
- （3）利用者と地域住民との交流を図るための各種事業を行い、交流のための場を提供します。

○ 利用料

- （1）居住部門利用者負担は、入居者の収入により負担します。（別表1）
- （2）光熱水費は、実費負担となります。
- （3）その他、食事等の生活費は自己負担となります。

※入居者の決定は、市が行い、社会福祉法人高佳会に委託し運営します。

○ 入居申し込み先

下記の問い合わせ先にご相談いただき、お申し込みください。

○ 市内の生活支援ハウス

施設名	所在地	電話番号	定員
いきいき	北一色10丁目 38番地1	213-1294	9人

別表1 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額（月額）
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円 ～ 1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 円 ～ 1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 円 ～ 1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

（注１） この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないと市長が認めたものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいう。

（注２） 月の中途中で入・退所した日の属する月の利用者負担月額は、次の算式により算出した額（１円未満切り捨て）とする。

$$\text{利用者負担月額} \times (\text{当該月の実入居日数} \div \text{当該月の実日数})$$

★ 問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者サービス係 電話２１４－２１７２（直通）

サービス付き高齢者向け住宅

○ 利用できる人

60歳以上又は要支援1～要介護5の60歳未満の人（以下「高齢者」という。）で、次の1または2に該当する人

- 1 単身高齢者世帯
- 2 高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要支援1～要介護5の60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると市長が認める人）

○ サービスの内容

状況把握サービス、生活相談サービスを行います。（その他、施設によっては、介護・医療・生活支援サービスが提供、併設されている場合もあります。）

○ 標準的な費用負担（1月当たり）

- | | |
|---------------------|-----------|
| （1）家賃 | 約3万～約14万円 |
| （2）共益費 | 約1万～約4万円 |
| （3）状況把握・生活相談サービス利用料 | 0～約3万円 |

※その他サービス料については、提供されるサービスの種類により異なるため、詳細は各施設に確認してください。

○ 申し込み先

入居を希望する各施設に直接お問い合わせの上、お申し込みください。

○ 市内のサービス付き高齢者向け住宅

高齢者福祉施設一覧（71～73ページ）をご覧ください。

★ お問い合わせ先 まちづくり推進部 住宅課 政策調整係

電話 214-7009（直通）

1
生
き
が
い
を
見
つ
け
た
い

2
介
護
を
で
き
る
だ
け
に
必
要
と
し
な
い
た
め
に

3
生
活
支
援
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

4
施
設
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

5
医
療
を
受
け
た
い
安
心
し
て

6
高
齢
者
福
祉
施
設
一
覧

7
相
談
窓
口

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者の世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、在宅生活を支援することを目的とした住宅です。

○ 利用できる人

高齢者世帯（60歳以上の単身、夫婦、2名の親族による世帯）の方のための住宅です。

○ サービスの内容

日中は、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が常駐し、入居者の生活支援を行います。入居者は、必要に応じ、次の生活支援サービスを受けることができます。また、緊急通報装置が設置されており、「緊急ボタン」を押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけることができます。

- ・生活指導、相談
- ・安否確認（毎日2回）
- ・一時的な家事援助
- ・緊急時の対応
- ・関係機関等との連絡
- ・その他日常生活上必要な援助

○ 費用

生活支援サービスに対する利用料の負担はありません。
（毎月の家賃等は自己負担となります）

○ 申し込み先

岐阜県住宅供給公社岐阜事務所にお問い合わせの上、お申し込みください。

○ 市内のシルバーハウジング

施設名	所在地
ふれあいハウス白山	鶴田町3丁目7-4

★ 問い合わせ先 岐阜県住宅供給公社岐阜事務所 電話 265-3901（直通）

5 安心して医療を受けたい

後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）・・・・・・61

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度・・・・・・62

1
生きがいを見つけない

2
介護をできるだけ
必要としないために

3
生活支援サービス
を利用したい

4
施設サービス
を利用したい

5
安心して
医療を受けたい

6
高齢者福祉施設一
覧

7
相
談
窓
口

後期高齢者医療制度

○ 対象となる人

- (1) 75歳以上の人（生活保護を受けている世帯は除く）
- (2) 65歳～75歳未満の人のうち、つぎの程度の心身の障がいがある人で
岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
 - 身体障害者手帳1～3級の人
 - 身体障害者手帳4級の一部（音声、言語、下肢の障害の一部）の人
 - 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
 - 療育手帳A1・A2の人
 - 障害年金受給者（法で定められた人）

○ 対象となる日

- (1) 満75歳の誕生日当日
- (2) 65歳～75歳未満の人で一定の障がいのある人は、広域連合の認定を受けた日
- (3) 適用除外条件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止等）
- (4) 他の都道府県の後期高齢者医療被保険者が、転入した日

○ 医療を受けるときは

病院、医院、薬局などの窓口へ後期高齢者医療被保険者証を提示して下さい。
また、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は同時に提示して下さい。

○ 費用の一部負担（令和6年7月1日現在）

所得による区分		窓口での負担	【1か月の負担の上限】
			外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	3割	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% [140,100円] 注1
	Ⅱ課税所得380万円以上		167,400円＋（医療費－558,000円）×1% [93,000円] 注1
	Ⅰ課税所得145万円以上		80,100円＋（医療費－267,000円）×1% [44,400円] 注1



所得による区分		窓口での負担	【1か月の負担の上限】	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	Ⅱ	2割	6,000円+(総医療費-30,000)×10% または18,000円のいずれか低い額 注2, 3, 4	57,600円 [44,400]注1
一般	Ⅰ	1割	18,000円 注2	57,600円 [44,400]注1
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

注1 []内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

注2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。

① 特定疾病については、自己負担限度額は、1か月につき10,000円となります。

② 市民税非課税世帯(区分Ⅰ・Ⅱ)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。(申請が必要です。)

③ 入院時の食事代や差額ベッド料などは、支給の対象外となります。

注3 総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

注4 窓口負担割合引き上げの配慮措置として、令和4年10月1日から3年間、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

【75歳の誕生日を迎える月の自己負担額の特例】

75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険(国民健康保険など)と「誕生日以降の後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。

【入院中の食事に係る負担】

所得の区分		1食当たりの食事代	
		指定難病患者	それ以外の患者
現役並み所得者、一般Ⅱ、一般Ⅰ		280円	490円
区分Ⅱ	90日までの入院	230円	
	過去12か月で90日を超える入院※	180円	
区分Ⅰ		110円	

※ 適用区分が区分Ⅱの認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計が90日を超える方は、長期入院該当者として、食事代が減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、申請してください。

- 市民税非課税世帯の人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

市民税非課税世帯の人で、証をお持ちでない人は、申請をしてください。

【特定疾病にかかる医療】

つぎの特定疾病に係る医療を受けている人で、広域連合の認定を受けたときは、1か月の一部負担金の限度額が10,000円となります。

- 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

○所得の区分について

所得の区分	対 象 と な る 方	自己負担割合
現役並み所得者	●被保険者本人の住民税課税所得が145万円以上の方 ●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方 現役並み所得者であっても、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。 ① 被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満の方 ② 被保険者が1人で、収入の額が383万円未満の方 ③ 被保険者が1人で、収入の額が383万円以上の場合、70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の方	3割
一般Ⅱ	●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の方の課税所得が28万円以上で以下に該当する方 ① 世帯に被保険者が1人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 ② 世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上	2割
一般Ⅰ	●現役並みの所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方	1割
区分Ⅱ	●世帯の全員が住民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の方	
区分Ⅰ	●世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万を控除）が0円となる方	

○ 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った人に、50,000 円が支給されます。

★ 問い合わせ先 福祉医療課 後期高齢者医療係 電話214－2128（直通）

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）

病気などのため、医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成します。（入院時の食事代や健康保険の適用ではない診療については助成されません。）

○ 対象者

下記のいずれかにあたる人（所得制限があります）

- （1）身体障害者手帳1～3級
- （2）療育手帳A・A1・A2・B1
- （3）戦傷病者手帳特別項症から第4項症までで身体障害者手帳4級
- （4）65歳以上で6カ月以上ねたきりで常時介護を受ける人
- （5）精神障害者保健福祉手帳1・2級

○ 申請に必要なものと申請場所

- 必要なもの・・・（1）健康保健の被保険者資格情報が確認できるもの
（2）身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、ねたきり状態認定判定書、精神障害者保健福祉手帳
（3）申請者の本人確認ができる書類
（4）転入の方は所得課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者等のものがが必要です。なお、所定の同意書を提出できた方は、当該証明書が不要になります。詳細は福祉医療課へお尋ねください。）

申請場所・・・福祉医療課、各事務所、各保健センター、福祉事務所柳津分室

★ 問い合わせ先 福祉医療課 福祉医療係 電話214－2127（直通）

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度

高齢者の健康保持のため、保険外ではり・きゅう・マッサージを受ける際、その施術料の一部を助成しています。

○ 対象となる人

- (1) 70歳以上の人
- (2) 70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳1・2級に該当する人
(ただし、(1)、(2)とも所得制限あり)

○ 助成の内容

はり・きゅう・マッサージ受療補助券を1年分として6枚交付します。受療補助券を利用した場合、本市で定めた施術料の3分の1の負担(1,400円)で施術が受けられます。

○ 申請書類

保険外はり・きゅう・マッサージ等受療補助券交付申請書

○ 申し込みに必要なものと申請場所

- 必要なもの・・・(1) 身体障害者手帳
(「対象となる人」の(2)に該当する人のみ)
- (2) 所得課税証明
- [1月～5月に申請する場合]
- 前年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった人のみ
- [6月～12月に申請する場合]
- 本年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった人のみ

申請場所・・・高齢福祉課・各事務所・各保健センター・
福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173(直通)

1
生きがいを見つけない

2
介護を
必要と
できない
ために

3
生活
支援
サービス
を利用
したい

4
施設
サービス
を利用
したい

5
安心
して
医療
を受け
たい

6
高齢者
福祉
施設
一覧

7
相
談
窓
口

6 高齢者福祉施設一覧

(令和6年 4月現在)

1	生きがいを見つけない
2	介護をできるだけに必要としないために
3	生活支援サービスを
4	施設サービスを
5	安心して医療を受けたい
6	高齢者福祉施設一覧
7	相談窓

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	県立寿楽苑	中2丁目470	239-8830	70 人
2	第三岐阜老人ホーム	日野東5丁目1-1	244-3500	100 人
3	喜久寿苑	河渡2丁目45	251-5561	100 人
4	瑞光苑	奥1丁目100	239-9721	80 人
5	光の園	三輪776-2	229-3224	110 人
6	さくら苑	奥2丁目28-1	239-9766	80 人
7	大洞岐協苑	大洞3丁目3-1	241-7676	100 人
8	サンライフ彦坂	彦坂川北230	238-8800	100 人
9	黒野あそか苑	黒野404-1	234-2376	80 人
10	養生訓園	雄総柳町2丁目60	297-2525	100 人
11	ナーシングケア寺田	寺田7丁目85	255-5550	100 人
12	コート・スマイル	芥見野畑1丁目25	241-2100	100 人
13	燦燦（さんさん）	鏡島南1丁目2-30	254-1533	100 人
14	みたほら苑	三田洞東4丁目9-1	237-1200	80 人
15	やすらぎの里川部苑	川部3丁目43	293-5522	60 人
16	あんきの家細畑	細畑3丁目16-8	259-3577	89 人
17	ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	214-6010	80 人
18	るびなすピラ	須賀2丁目5-1	272-5551	80 人
19	ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	264-8880	100 人
20	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	264-2811	100 人
21	シルバータウン岩井 （地域密着型）	岩井4丁目10-1	242-0035	29 人
22	やすらぎの里川部苑 新館 （地域密着型）	川部3-19-1	293-5522	29 人

1 生きがいを見つけない

2 介護を必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓口

23	あんずの里 (地域密着型)	則松2丁目10	230-3335	29 人
24	ケアコート徹明通り (地域密着型)	徹明通6丁目14	215-9070	29 人
25	ばーむ (地域密着型)	鏡島南1丁目2-30	213-8006	29 人
26	長森いきいき倶楽部 ラシック	北一色10丁目38-1	213-1294	29 人
27	第2大洞岐協苑	大洞紅葉が丘6丁目22-47	213-3936	29 人
計				2,012 人

養護老人ホーム

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	岐阜老人ホーム	北一色7丁目20-1	245-6573	110 人
2	寿松苑	椿洞1089-1	237-7120	90 人
計				200 人

軽費老人ホーム（ケアハウス）

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	シャローム・みわ	三輪774-2	229-3331	30 人
2	サンライフ彦坂	彦坂川北230	238-8809	15 人
3	黒野あそか苑	黒野404-1	234-2376	15 人
4	さくら苑	奥2丁目28-1	239-9720	30 人
5	ロイヤルコート寺田	寺田7丁目95	255-3030	50 人
6	やすらぎの里川部苑	川部3丁目20	239-7722	80 人
7	エトワールずいこう	奥1丁目95	239-9749	50 人
8	ラ・ポーレぎふ	鏡島南1丁目2-33	253-7501	30 人
9	ささゆり	北山1丁目15-25	244-1200	30 人
10	ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20-2	255-3313	20 人
11	大洞岐協苑	大洞3丁目3-1	242-1143	20 人
計				370 人

有料老人ホーム(住宅型)

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	医心館 岐阜	尼ヶ崎町1丁目9-19	259-3937	38 人
2	シティタワー・アンキーノ	橋本町2丁目52	266-4333	8 人
3	ドリーム・コート	芥見野畑1丁目71	243-3537	98 人
4	住宅型有料老人ホーム ホームくまっこ	日置江1丁目73-1	279-3116	120 人
5	メディカルスイート岐阜北	岩崎1024-2	237-1512	15 人
6	ヴィラさくら茜部	茜部寺屋敷1丁目39-1	242-9255	29 人
7	四季彩 岐阜	佐久間町4	267-6002	61 人
8	麗	柳津町本郷5丁目99	387-7377	16 人
9	有料老人ホーム 花えみ	曽我屋6丁目37番地6	234-3372	15 人
10	ファミリーコート城東	城東通1丁目16	278-3833	20 人
11	だんらん岐阜北一色	北一色6丁目18番21号	214-8782	36 人
12	メディコート岐阜	東金宝町1丁目12	264-2285	20 人
13	MOARU六条	六条北4丁目12-7	213-1100	25 人
14	ファミリーコート加納	加納愛宕町18-2	214-6010	25 人
15	マグノリア	加納御車町39番地	214-6617	21 人
16	ササダ	加納寿町3丁目3番地	275-8085	14 人
17	ひだまりの里 笑和	加納本石町3丁目1番地	272-1711	30 人
18	ぬくもりの里 笑和	下尻毛456番地	214-4140	50 人
19	エンゼル・ランプ有料老人ホーム	柳津町高桑1丁目173番地1	270-0808	57 人
20	湧水館	三田洞字大堀345番地1	237-2500	27 人
21	おひさまの笑顔	茜部寺屋敷2丁目43番地	276-1366	26 人
22	サフィールあまいけ	天池2丁目14番31号	248-3901	41 人
23	加納渡辺病院有料老人ホームやくら	矢倉町7	213-7112	23 人
24	イースぎふ	須賀1丁目1-5	214-7394	18 人
25	コミュニティハウスひまわり	茜部新所3丁目91番地	271-2220	20 人

1 生きがいを見つけない

2 介護を必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓口

26	MOARU長良	長良福光崇福寺2406番25	297-7001	25 人
27	住宅型有料老人ホーム 七郷	西改田字川向18番地1	234-5522	45 人
28	有料老人ホーム ここな	切通2丁目7番24号	215-8825	27 人
29	あさひ加納	加納栄町通5丁目7番地	214-9002	11 人
30	ニチメゾン岐阜六条	六条南3丁目4番13号	215-1900	30 人
31	おひさまの微笑み	茜部寺屋敷2丁目40番地	276-1366	20 人
32	りらいぶ岐阜	若杉町13-1	215-1176	24 人
33	有料老人ホーム ケアホーム・みさお	則武中1丁目26番5号	215-8886	19 人
34	有料老人ホーム 元気印 あかなべ	茜部大野二丁目266番2	214-8752	28 人
35	ふれあいほーむなごみ	茜部大野1丁目45番地2	278-3520	3 人
36	ベルデ岐阜中央	織田塚町2丁目8番	214-8507	50 人
37	住宅型有料老人ホーム あおぞら	茜部大野2丁目32番1	201-2955	22 人
38	住宅型有料老人ホーム木田	下尻毛483-1	234-5540	13 人
39	清流の郷 一笑	領下4丁目99番地	259-3066	29 人
40	ルミエールヤスエ	鏡島西2丁目4番14号	215-7157	30 人
41	住宅型有料老人ホーム 松の里	南鶉7丁目45番地	276-1117	27 人
42	有料老人ホームみながわ ナーシング・エム	中2丁目180番地1	293-5620	16 人
43	住宅型有料老人ホームにこの木	栗野東5丁目173番1	237-8051	13 人
44	コレクティブハウス すこやか	鍵屋中町63-1	253-3476	7 人
45	ふれあいホーム城見台	北一色1丁目11-17	248-8380	10 人
46	有料老人ホームウィッシュ	早田東町6丁目27番地	231-6148	26 人
47	有料老人ホーム翠月	早田東町2丁目68番地	231-6153	26 人
48	住宅型有料老人ホーム すこやか	北山1丁目16番13号	241-7709	30 人
49	住宅型有料老人ホーム ファミリーコート長良	菊水町1丁目8番1	214-9941	20 人
50	ゆかりの郷ホーム嵯峨	芥見嵯峨1丁目150番地1	201-3166	28 人
51	ハピネス長良	南蟬1丁目8番	296-3188	16 人
52	シェアハウスそら茜部	茜部菱野4丁目160-4	214-6397	8 人

53	ナーシングホーム悠ライフ	月ノ会町1丁目12番30	338-7788	27 人
54	住宅型有料老人ホーム セカンドライフ	岩崎字河渡843番2	213-1772	20 人
55	渡辺病院有料老人ホーム城東	城東通4丁目33番地	201-5512	34 人
56	住宅型有料老人ホーム ヴィラあさぎり	朝霧町26番地	216-1118	20 人
57	住宅型有料老人ホーム だんらん下奈良	下奈良3丁目10-3	276-0181	42 人
58	有料老人ホーム 元気印 また まる	大字又丸字権現688-1	216-0115	40 人
59	あいあんどゆうあい	敷島町5丁目1番	216-0313	38 人
60	住宅型有料老人ホーム まつの 樹	北一色1丁目11番16号	214-4181	13 人
61	エンゼル・ランプ梅松離宮	柳津町梅松4丁目89-1	388-7575	20 人
62	住宅型有料老人ホーム ほしぞ ら	加納南陽町2丁目55番1	216-2011	20 人
63	シェアらくらく	西中島4丁目1番24	233-0080	19 人
64	スマイルナーシング黒野	大字下鵜飼1602-2	234-8110	23 人
65	スマイルナーシング六条	六条南2丁目2丁目2-1	271-2030	20 人
66	住宅型有料老人ホーム ゆうや け	茜部大野2丁目92番地	201-2560	21 人
67	住宅型有料老人ホーム おひさまの杜	茜部寺屋敷2丁目78番地	274-5530	16 人
68	スマイルナーシング長良	菊水町1丁目21	233-3550	20 人
69	メディコート寺田	寺田7丁目86番地1	213-2355	25 人
70	ナーシングホーム ケアリー岐 阜下佐波	柳津町下佐波3丁目7番	201-2811	31 人
71	住宅型有料老人ホーム リビング・ラボ	下西郷3丁目72番1、2	213-3303	39 人
72	住宅型有料老人ホーム ゆうやけ別邸	茜部大野2丁目95番地	216-1855	28 人
73	YUKARI長住	長住町5丁目4番1	201-1761	43 人
74	ナーシングホーム悠ライフ 六 条	六条江東2丁目12番1、12番 2	338-8777	31 人
75	Connect	長良西山前87番1	201-3210	30 人
76	住宅型有料老人ホームあさやけ	茜部大野2丁目188-1	201-1965	20 人
77	ナーシングホーム 岐阜西川手	西川手6丁目58番地	213-8891	30 人
78	エンゼル・ランプ「南塚 離 宮」	柳津町南塚2丁目172番地	388-7755	20 人
79	有料老人ホーム ビレッジまた まる	大字又丸字仙道20番6	239-0230	40 人

1 生きがいを見つけない

2 介護を
必要と
できない
ために

3 生活
支援サ
ービス
を利用
したい

4 施設
サービス
を利用
したい

5 安心
して
医療
を受け
たい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相
談
窓
口

80	住宅型有料老人ホームAMILI芥見	芥見長山3丁目122-2	216-3546	30 人
81	ナーシングホームベルデ岐阜西	鏡島南4丁目2番18号	201-4870	49 人
82	有料老人ホーム ゆうもあスマイル日野	日野南3丁目6番地5	227-7023	15 人
83	ライフ・ネット ナーシング折立	折立852番地	215-5757	25 人
84	ケアコート木之本	都通4丁目7番地	215-0155	28 人
85	有料老人ホーム 彩結	切通5丁目10-6	213-1879	20 人
86	ナーシングホームケアリー 岐阜下佐波 2号館	柳津町上佐波5丁目191番地	201-2811	47 人
87	りらいふ岐阜六条	六条大溝3丁目5番9	215-9655	30 人
88	サニーコート岐阜六条	六条108番地	213-0513	34 人
計				2,464 人

介護付有料老人ホーム

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	ベルデ岐阜長良	松風町2丁目16	210-1755	45 人
2	寿松苑（養護老人ホーム）	椿洞1089-1	237-7120	90 人
3	ニチイケアセンター茜部	茜部野瀬1丁目41-2	278-3920	54 人
4	ほんじょうの憩	本荘字熊野前1941-24	255-3861	36 人
5	日野岐協苑 （地域密着型）	日野北1丁目2-1	245-1212	29 人
6	長森いきいき倶楽部アネックス （地域密着型）	北一色10丁目38-3	259-2525	29 人
7	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	264-2811	34 人
8	ジョイフル岐阜駅Ⅱ	高砂町1丁目17	264-2811	32 人
9	ジョイフル岐阜駅Ⅲ	高砂町1丁目17	264-2811	34 人
計				383 人

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	アーバンケア三歳	三歳町5-1-8	254-0034	9 人

2	愛の家グループホーム岐阜	栗野東5丁目4	236-2360	27 人
3	愛の家グループホーム岐阜正法寺	正法寺町9	277-8170	18 人
4	芥見グループホーム	岩田東3丁目277-1	241-5250	18 人
5	ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20-2	255-3313	9 人
6	鏡島弘法前ケアセンター	鏡島1293-2	251-9062	18 人
7	グループホームガーデン柳津	柳津町本郷2丁目7-3	388-5325	9 人
8	グループホーム 「ファミリーケア大黒町」	大黒町3丁目12-1	259-3219	9 人
9	グループホームあいか	鏡島精華2丁目4-24	252-1127	18 人
10	グループホームあかり（岐阜苑）	大洞1丁目3-4	241-2200	18 人
11	グループホーム楓	栗野西6丁目117-2	214-7677	9 人
12	グループホームあだち	大池町58-1	254-0303	24 人
13	グループホーム あだちⅡ	北一色4丁目5-7	249-5003	18 人
14	グループホーム檜の実	世保北33	229-5535	27 人
15	グループホーム北山	北山1丁目15-25	244-1210	9 人
16	グループホーム サイネリア	萱場東町2丁目1	294-5741	9 人
17	グループホームさくら	河渡5丁目60	253-1228	18 人
18	グループホームササダ	加納本石町3丁目3	275-8201	27 人
19	グループホーム静春	西島2丁目6	296-7005	18 人
20	グループホーム 千寿庵 万葉	神室町3丁目1-1	257-5051	9 人
21	グループホームなごみの杜	奥1丁目95	239-9759	9 人
22	グループホーム花咲小町	太郎丸諏訪174	229-2272	18 人
23	グループホーム彩り「ぎふ」	旦島6丁目1-16	296-1215	18 人
24	グループホームひなたぼっこ	梅林南町12 メゾンk1F	240-5895	7 人
25	グループホーム百花	前一色1丁目4-18	249-3051	9 人
26	グループホームふるさと	則武中3丁目5-17	296-0577	18 人
27	グループホームもも太郎黒野	下西郷4丁目80-4	293-0817	9 人
28	グループホーム マイハウスすが	須賀3丁目17-5	275-4188	18 人

1 生きがいを見つけない

2 介護をできるだけに必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓口

29	とまとの家野一色	野一色6丁目10-26	240-3928	18 人
30	グループホームもも太郎御望	御望3丁目68	293-0669	18 人
31	グループホーム柳ヶ瀬	金町丁目28	267-1625	8 人
32	グループホーム夢家族柳津	柳津町丸野5丁目47	388-4046	9 人
33	岩砂ローズガーデン	栗野西8丁目132	215-1255	18 人
34	サロン・ド・フレール	柳津町上佐波東1丁目44	270-0609	27 人
35	グループホーム大洞岐協苑	大洞3丁目3-1	242-1153	9 人
36	グループホーム・スマイル	芥見野畑1丁目25	241-2100	9 人
37	長森いきいき倶楽部	前一色西町4丁目6	259-3193	27 人
38	ハートヴィレッジ老松	老松町10	267-5333	18 人
39	福光グリーンホーム	福光東3丁目10-8	210-2011	27 人
40	グループホーム木の郷	福富迎田72	229-0317	18 人
41	六条の杜	六条片田1丁目21-6	277-5733	18 人
42	愛の家グループホームことづか	琴塚1丁目7-12	247-5166	18 人
43	愛の家グループホーム中西郷	中西郷1-71	234-3560	18 人
44	愛の家グループホーム福富	福富永田1976-1	229-7071	18 人
45	愛の家グループホームやないづ	柳津町梅松1丁目91-1	387-6218	18 人
46	グループホームマイハウスあつみ	朝霧町34	268-3733	18 人
47	グループホームゆうもあスマイル茜	茜部中島1丁目38-2	275-4660	18 人
48	グループホーム ハート六条	六条江東3丁目1-26	275-8380	18 人
49	グループホームこころ岐阜	栄新町3丁目100	296-0680	27 人
50	グループホームこころ岐阜第2	栄新町3丁目30	296-1088	18 人
51	ガーデン柳津北館	柳津町本郷2丁目13-1	388-5188	18 人
52	長森いきいき倶楽部ラシック グループホーム	北一色10丁目38-1	213-1294	18 人
53	グループホームこまき	都通4丁目7番地	215-0155	18 人
54	グループホームほんじょうの憩	本荘字熊野前1941番地	252-1165	18 人
計				894 人

生活支援ハウス

施設名		所在地	電話	定員
1	いきいき	北一色10丁目38番地1	213-1294	9人

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

施設名		所在地	電話
1	ふれあいハウス白山	鶴田町3丁目7-4	265-3901 (岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所)

サービス付き高齢者向け住宅

住宅名		所在地	問い合わせ先
1	あったかホームもも太郎	黒野419-4	058-214-7005
2	ラシュールメゾン岐阜	橋本町2-52	0584-81-8502
3	ゆうゆう未来館柳ヶ瀬	柳ヶ瀬通1丁目31	052-264-4867
4	ふれあいの里菰田	菰田南3丁目5-25	058-215-8000
5	メゾンヴェールながら	長良竜東町3丁目50	058-215-9000
6	にこにこ笑顔	芥見堀田114-6	058-215-0216
7	嘉悦館	茜部中島1丁目28	058-213-1165
8	平成介護福祉センターながらの家	八代1丁目3-3	058-232-2232
9	カーメル1番館	権現町4-2	058-255-0630
10	ライフ・ネット黒野	黒野69-1	058-215-0357
11	住宅型有料老人ホームAnge	雲井町3丁目16	058-215-0160
12	元気印 ほんまち	本町2丁目13	058-216-0115
13	サービス付き高齢者向け住宅 ふくみつ	福光東1丁目23-18	058-214-6720
14	レストステージ岐阜	柳森町2丁目48-1	058-215-0385
15	サアラ MISAO	江添2丁目6-7	058-268-0330
16	なごやかレジデンス岐阜木之本	五反田町38	058-255-0566
17	SEOま・も・る	柳津町梅松4丁目109	058-388-7789

18	サービス付き高齢者向け住宅 祭	芋島2丁目1-10	058-249-2777
19	華陽のいえ鶉	東鶉3丁目73-2	058-215-5502
20	なごやかレジデンス岐阜梅林	金園町10丁目10	058-259-3262
21	四季彩藪田	須賀3丁目15-4	058-268-2570
22	クルール岐阜長良東	長良東3丁目235	058-296-0966
23	サービス付き高齢者住宅スマイル	福富天神前344	058-214-3240
24	アクティブステージ岐阜	敷島町3-6	058-215-0385
25	ライフ・ネット古市場	古市場西畑1-69	058-215-0320
26	サービス付き高齢者向け住宅如水苑	学園町3丁目14	080-2626-5534
27	ハートフォレスト西川手	西川手1丁目124	058-268-5088
28	サービス付き高齢者向け住宅いちる	六条大溝2丁目14-4	058-215-0691
29	とまとの家	下奈良2丁目4-20	058-277-0770
30	サービス付き高齢者住宅スマイル本荘	本荘1990	058-214-3240
31	ライフ・ネット長良	長良井田44-1	058-201-0352
32	サービス付き高齢者向け住宅ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	058-264-2811
33	みたによし・ようきハウス	春近古市場南98	058-213-2955
34	サービス付き高齢者向け住宅桂花	大字黒野字二ノ丸328-8	058-214-3288
35	シルバーハウスいわたひがし	岩田東3丁目314-1	080-5134-8164
36	サービス付き高齢者住宅スマイルイースト	福富天神前340	058-214-3240
37	ヴィラいわさき	岩崎2丁目8-13	058-216-3340
38	とまとの家 次木	大字次木字村添770-1	058-213-6366
39	なないろの詩 早田	早田町1丁目13	058-214-7735
40	ライフ・ネット大福町	大福町6丁目3	058-215-1215
41	クルール岐阜六条	六条大溝2丁目5-5	058-216-0966
42	いちる 中	中1丁目89-1	058-215-9912
43	なないろの詩 又丸	又丸村中25-1	058-215-7716
44	アンジェス岐阜岩地	岩地1丁目3-18	058-216-7717

45	サービス付き高齢者向け住宅 アムール	柳津町上佐波西2丁目15	058-201-2056
46	ふるさとホーム岐阜	加納朝日町3丁目28	058-268-3350
47	ナーシングホーム ケアリール岩田東	岩田東1丁目152	058-213-7705
48	アンジェス岐阜南鶉	南鶉7丁目38-1	090-1883-0173
49	プライムステージ柳ヶ瀬	柳ヶ瀬通6丁目5	058-215-0385
50	サービス付き高齢者向け住宅 act	中2丁目195-1	058-215-9358
51	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽 上尻毛A	上尻毛八幡90番1、90番2	0575-46-8596
52	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽 上尻毛B	上尻毛八幡90番1、90番2	0575-46-8596
53	かがやきレジデンス岐阜加納	水主町1丁目176番地1	058-216-2271
54	ペット共生型サ高住 えん岐阜PLUS	西鶉4丁目6番、7番	058-201-3015
55	サービス付き高齢者向け住宅 ここわ	柳津町下佐波6丁目220番地	058-213-4239

1
生きがいを見つけない

2
介護を
必要と
できない
ために

3
生活
支援
サービス
を利用
したい

4
施設
サービス
を利用
したい

5
安心
して
医療
を受け
たい

6
高齢者福祉施設一覧

7
相談
窓口

老人保健施設（介護老人保健施設）

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	長良川ビラ	又丸67-7	234-4747	96 人
2	岐阜リハビリテーションホーム	黒野181	234-1515	100 人
3	カワムラコート	芥見大般若1丁目105	241-3488	200 人
4	グリーンビラ安江	鏡島南1丁目2-38	253-7878	56 人
5	サワダケアセンター	野一色7丁目12-2	247-1100	91 人
6	ハートケア松岡	長旗町1丁目8	265-8100	80 人
7	喜の里	中鶉2丁目99	276-7755	95 人
8	三浦老人保健施設	鏡島精華3丁目17-5	251-9038	60 人
9	いこいの里2号館	岩滝東1丁目91	241-1110	96 人
10	寺田ガーデン	寺田7丁目77	253-7600	100 人
11	ロアジかねまつ	柳津町下佐波西1丁目4	279-5100	100 人
12	ケアコートみやこ	都通3丁目17-1	255-3377	80 人
13	永寿	栄新町2丁目50	232-1151	29 人
14	仙寿なごみ野	則武東4丁目2-6	215-9753	100 人
15	山内ホスピタル 介護老人保健施設	藪田南4丁目15-16	215-1600	100 人
計				1,383 人

介護医療院

施 設 名		所 在 地	電 話	定 員
1	介護医療院みよし	北一色5丁目2-11	247-3411	50 人
2	介護医療院大橋整形外科病院	栄新町2丁目50番地	232-1151	53 人
3	しらゆり介護医療院	安食1丁目87番地1	238-8555	9 人

老人福祉センター

施設名		所在地	電話	型
1	和楽園	金竜町5丁目10-3	246-4101	A
2	みやこ老人センター	都通2丁目23	252-4738	A
3	友楽園	京町1丁目64	263-6767	B
4	西部福祉会館	西荘2丁目11-23	253-5121	B
5	三楽園	北野東827	229-5068	B
6	柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1丁目34	387-1333	A
7	交楽園 (西部コミュニティセンター内)	下鶴飼1丁目105	230-1350	B
8	長寿園 (北部コミュニティセンター内)	八代1丁目11-13	233-2110	B
9	陽楽園 (南部コミュニティセンター内)	加納城南通1丁目20	272-2341	B

※ A型…無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、健康増進、

教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

B型…基本となるA型の機能を補完する施設

三田洞神仏温泉

施設名		所在地	電話
1	三田洞神仏温泉	三田洞222	237-3734

高齢者福祉会館

施設名		所在地	電話
1	ふれあいの館「白山」	鶴田町3丁目7-4	240-1245

※ 各施設情報は令和6年4月現在のものです。

7 相 談 窓 口

1
生
き
が
い
を
見
つ
け
た
い

2
介
護
を
で
き
る
だ
け
に
必
要
と
し
な
い
た
め
に

3
生
活
支
援
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

4
施
設
サ
ー
ビ
ス
を
利
用
し
た
い

5
安
心
し
て
医
療
を
受
け
た
い

6
高
齢
者
福
祉
施
設
一
覧

7
相
談
窓
口

相談窓口

高齢者のみなさんやその家族、地域の人たちの悩みや問題等に対応します。
お気軽にご相談ください。

また、岐阜市社会福祉協議会でも、福祉・介護の相談等に応じています。

市役所

高齢福祉課 司町40番地1 庁舎1階		
生きがい対策係	☎	214-2173
高齢者サービス係	☎	214-2172
地域包括支援係	☎	214-2090

介護保険課 司町40番地1 庁舎2階		
介護認定係	☎	214-2089
保険料係	☎	214-2091
給付係	☎	214-2092
支援係	☎	214-2093

各保健センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中保健センター	徹明通2-18 柳ヶ瀬グラスル35 3階	214-6630
南保健センター	茜部菱野1-75-2	271-8010
北保健センター	長良東2-140	232-7681

1
生きがいを見つけない

2
介護を
必要と
できない
ために

3
生活
支援サ
ービス
を利用
したい

4
施設サ
ービス
を利用
したい

5
安心し
て医療
を受け
たい

6
高齢者
福祉施
設一覧

7
相
談
窓
口

地域包括支援センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 区
中央北	京町2-12	213-0128	金華、京町、明德、本郷
中央西	昭和町2-10-3	215-7616	徹明、木之本
白梅華	東金宝町1-16 メゾンドクマダ101	266-8388	梅林、白山、華陽
島城西	西島町2-11	232-5088	島、城西
清 流	光町1-56-2	201-6204	早田、則武
西 部	寺田7-86-1	251-6541	木田、七郷、合渡
岐 北	黒野176-5	234-3933	黒野、方県、西郷、網代
長 良	長良2977-3-1	231-8188	長良、長良西、長良東
北 部	南蟬2-122 北川ビル1階	295-4510	鷺山、常磐
岩野田	栗野東5-173-1	214-4640	岩野田、岩野田北
北東部	岩井4-10-1	241-7003	藍川、三輪南、三輪北
三 里 本 荘	本荘2938-1 江崎ビル1階	215-7655	本荘、三里
精 華	鏡島南1-1-10	252-3066	市橋、鏡島
境 川	中鶉3-14	276-1163	鶉、日置江、柳津町
南 部	茜部菱野1-65-2 河ハビル1階B号室	275-0173	加納東、加納西、茜部
厚 見	東明見町17-1	214-4001	厚見
長森南	蔵前4-19-5	247-8160	長森南
長 森	塩町2-32	245-2855	日野、長森北、長森東、 長森西
東 部	芥見3-175-1	243-0593	岩、芥見、芥見東、芥見南

※認知症の相談に関しては・・・

●かかりつけ医

『かかりつけ医』とは、日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。普段の健康状態を把握しているかかりつけ医に、ささいな変化や悩みも気軽に相談できます。また、お近くの精神科や心療内科などの、もの忘れ外来を行っている医院などへも相談できます。

●認知症疾患医療センター

ご本人やご家族、関係機関からの認知症に関する様々な相談に専門の相談員が応じます。ご来院いただき、認知症かその他の病気ではないか必要な検査を行い、総合的に判断をします。診断に基づきご家族や関係機関を交えて個々に応じた治療などの方針を検討します。

【機関名】	【電話番号】	【所在地】	【受付時間】
公益社団法人 岐阜病院	247-2118	日野東 3-13-6	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時
医療法人香風会 黒野病院	234-7038	洞 1020	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時
岐阜市民病院	251-5871	鹿島町 7-1	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時

●岐阜市地域包括支援センター

『地域包括支援センター』は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らすための『総合相談窓口』です。認知症についての病院受診、介護サービスの利用、日々の生活での心配事など、何でもご相談ください。(77ページ)

●その他の相談機関

【名称】	【電話番号】	【受付時間】	【詳細】
認知症の 電話相談	058-214-8690	電話に出られないこともあります。	公益社団法人 認知症の人と 家族の会 岐阜 県支部

認知症 110番	0120-654-874	月・木曜日 (月曜が休日の場合は 原則翌火曜) 午前10時～午後3時	公益財団法人 認知症予防財 団
岐阜県若年性認知症 支援センター	0584-78-7182	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 午前9時～午後3時	大垣病院内
全国若年性認知症支 援センター	0800-100-2707 (通話無料)	月～土曜日 (年末年始・祝日除く) 午前10時～午後3時	社会福祉法人 仁至会認知症 介護研究・研修 大府センター



岐阜市社会福祉協議会

○ 岐阜市社会福祉協議会の活動

在宅福祉サービス事業

- 介護保険事業
- 障害福祉サービス事業
- 相談支援事業
- 地域生活支援事業 など

福祉まるごと相談

- ・ 受付時間 月～金曜日
(祝日・年末年始除く)
午前9時～午後5時
- ＊ 電話又は窓口で受付

地域福祉推進事業

- 地域福祉推進事業
- ＊ 岐阜市地域福祉推進計画の推進
- ＊ 社協支部活動の支援 (ふれあい・いきいきサロンなど)
- ボランティアセンター事業
- 生活相談事業
- ＊ 日常生活自立支援事業
- ＊ 成年後見制度に関する相談対応、啓発普及事業 など

○ 所在地

岐阜市社会福祉協議会

岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
電話 255-5511
FAX 255-5512

岐阜市社会福祉協議会



職業相談

就職をお手伝い(応援)するための職業相談を開設しています。相談は無料で、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。(予約不要)

○ 日時・場所

相談日：火～金曜日(祝日、年末年始を除く)
時間：午後1時～4時30分
場所：市民相談室(庁舎2階)

★ 問い合わせ先 労働雇用課 電話214-2358(直通)

岐阜市成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために、ご自身の判断能力に不安を抱える方が成年後見制度等を活用し、安心して生活できるように支援しています。

◆このような困りごとはありませんか？

- ・ 将来、認知症になったらと思うと不安
- ・ 障がいのある子どもの将来が不安
- ・ 財産管理ができなくなっている親族がいる
- ・ 後見人になったけれど、福祉サービスのことがよくわからない
- ・ 成年後見制度について知りたい

自分のことや親のこと、支援している利用者のことなど、お気軽にご相談ください。

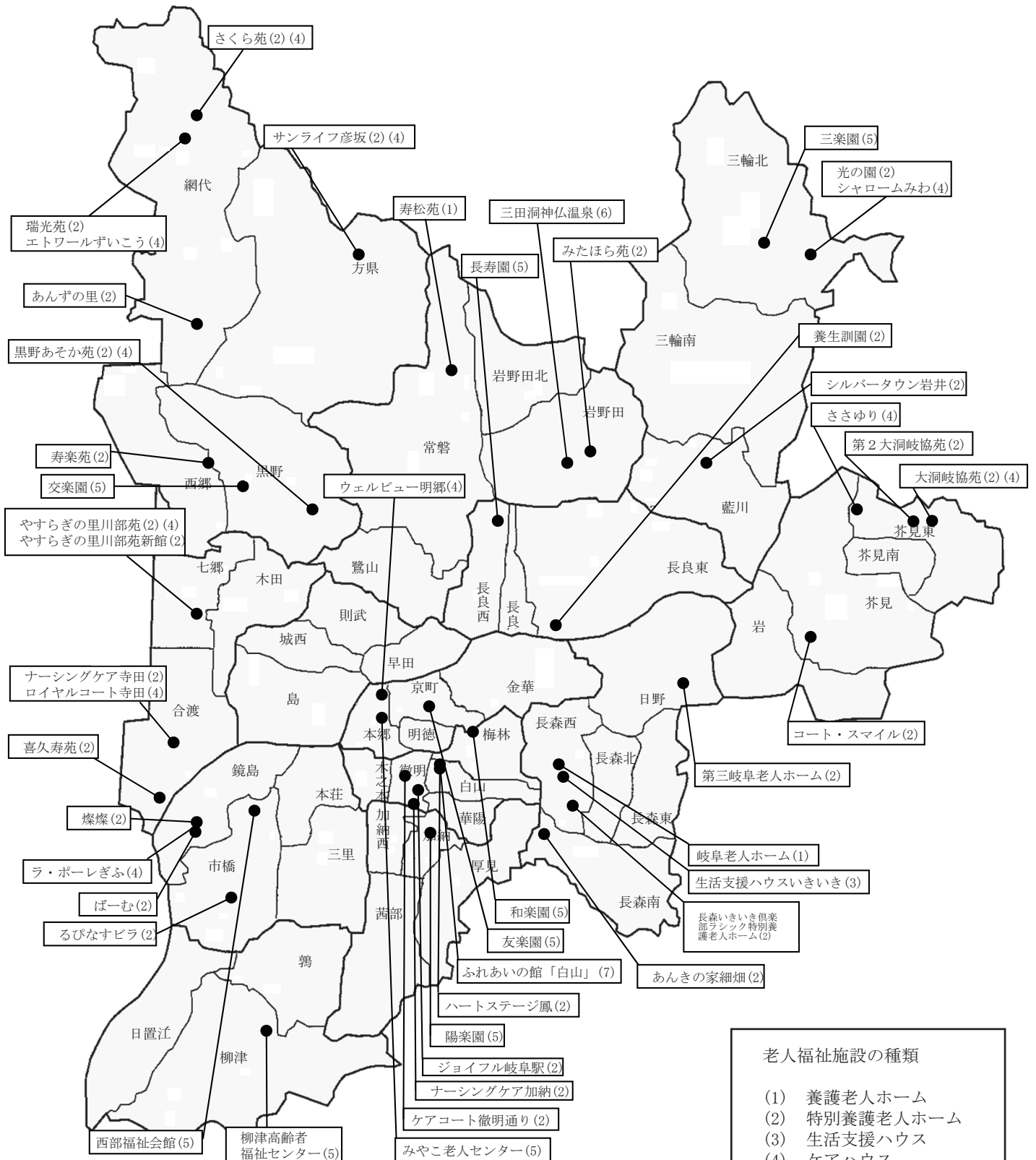
○相談費用：無料

○相談受付時間：月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
(祝日、12月29日～1月3日を除きます。)

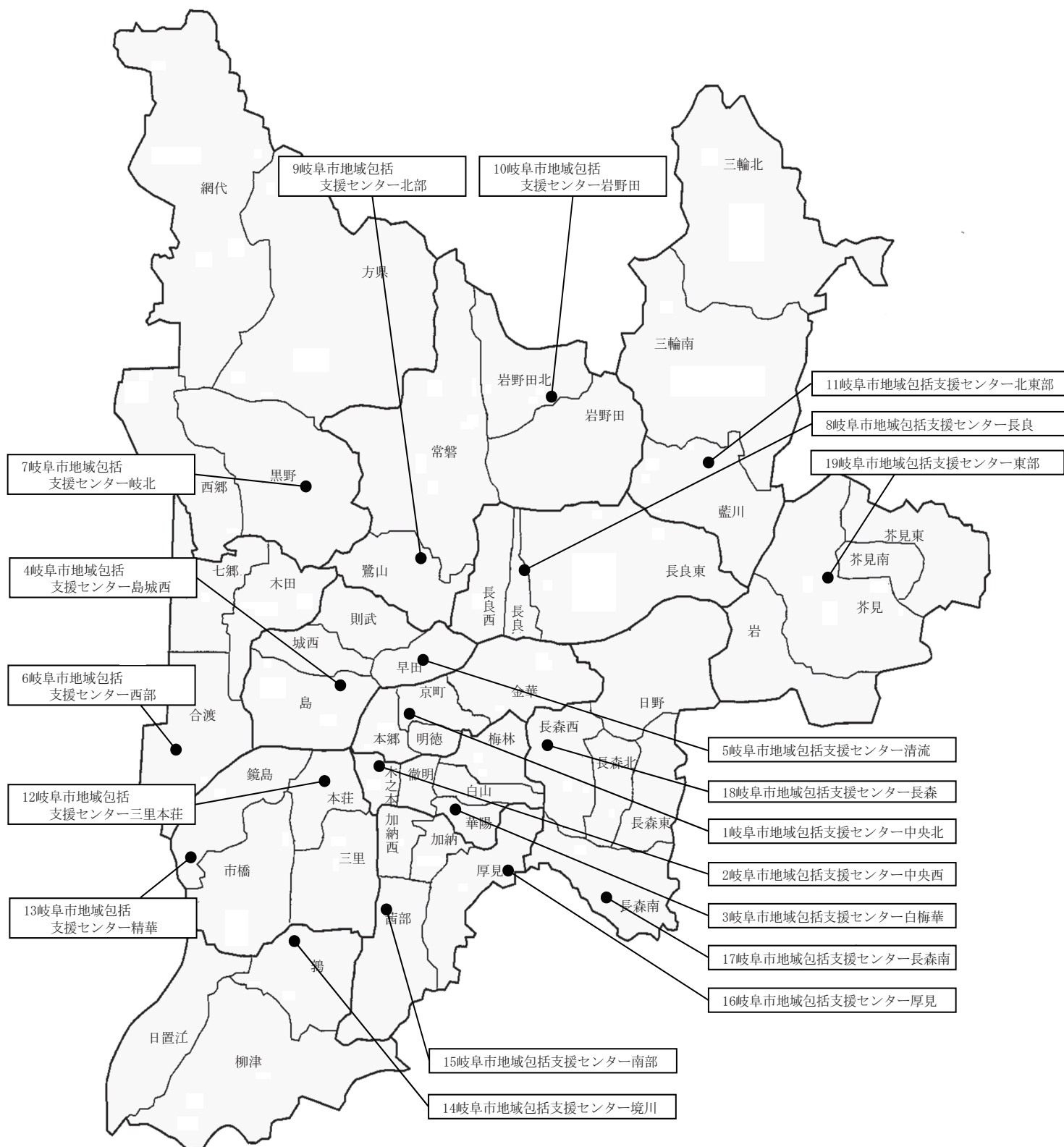
★問い合わせ先 岐阜市成年後見センター（庁舎1階高齢福祉課内）
電話269-5501

○福祉関係施設地図

1. 老人福祉施設



2. 岐阜市地域包括支援センター



○高齢者虐待通報

電話 (058) 265-3889

または、地域を担当する地域包括支援センター ⇒77ページ

高齢者の虐待に関する情報をご提供ください。

○安否情報ダイヤルイン

電話 (058) 265-4522

ご近所のひとり暮らし高齢者等のお宅で「新聞が数日分たまっている」、「同じ洗濯物が数日間干しっぱなし」、「部屋の電気やテレビが昼夜ついたまま」など、生命の危険が案じられるような異変にお気づきの場合は、上記までご連絡ください。

※緊急性がある場合は、110番、119番してください！

○高齢福祉課

高齢者サービス係 電話 (058) 214-2172

高齢者の在宅サービスに関する事など

生きがい対策係 電話 (058) 214-2173

高齢者の生きがいづくりに関する事など

地域包括支援係 電話 (058) 214-2090

介護予防に関する事など

高齢者福祉ガイドブック

令和6年10月

岐阜市

福祉部 高齢福祉課

福祉医療課

介護保険課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

はじめに

岐阜市では、高齢者の皆様が、安心して生きいきと生活できるように努めています。

この高齢者福祉ガイドブックは、福祉サービスに携わる人を対象に作りました。

福祉サービスに携わる人が、市の実施している高齢者向けサービスを把握し、高齢の方のお悩みや、お困りごとの解決に役立てていただき、各種サービスに案内できるよう、この高齢者福祉ガイドブックをぜひご活用ください。

